

# 目 次

## 第1章 名取市教育振興基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の主旨・背景	1
第2節 教育振興基本計画の位置づけ	1
◎教育等の振興に関する施策の大綱	
第3節 国・県の教育振興基本計画	2
（1）教育振興基本計画	
（2）宮城県教育振興基本計画	

## 第2章 教育を取り巻く状況について

第1節 人口と社会の変化	5
（1）人口の推移と将来人口	
（2）急速な技術革新と教育環境の変化	
（3）持続可能なまちづくりとSDGs	
第2節 市民意識調査からみえる満足度	9
（1）生涯学習に関する市民意識調査	
（2）学校教育に関する市民意識調査	
第3節 大綱の自己評価	14

## 第3章 教育振興基本計画における目標と成果指標・主要施策について

第1節 計画目標の概要	18
第2節 教育振興基本計画の体系	23
第3節 教育振興基本計画の計画期間	23
第4節 目標における成果指標、主要施策、今後の方針・取り組み	24
目標1 学校教育の充実	
目標2 教育環境の整備	
目標3 家庭・地域の教育力の向上	
目標4 生涯学習の推進	
目標5 生涯スポーツの振興	
目標6 文化芸術活動の推進	
目標7 文化財の保存・活用	

## 第4章 計画の推進と進行管理・点検評価

第1節 点検・評価の実施	44
第2節 関係機関等との連携・協働、進行管理及び効果検証	44
第3節 情報収集と発信	44

○資料	45
-----	----

# 第1章 名取市教育振興基本計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の主旨・背景

2006（平成18）年12月に改正された教育基本法（平成18年法律第120号。以下「法」という。）では、政府に教育振興基本計画の策定を義務付けるとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されました。

これを受け長期的な展望のもと、名取市の教育の目指すべき方向性とその実現に向けた施策を推進するため、法第17条第2項の規定により名取市教育振興基本計画の策定に取り組むものです。

## 第2節 教育振興基本計画の位置づけ

本市の計画は、国や県の計画を参酌し策定するもので、名取市の教育に関する長期的な指針です。

2019（令和元）年度策定の名取市第六次長期総合計画に掲げる教育分野の項目を実現するものとして整合を図り、さらには教育委員会が策定する各種の個別計画等と調整を図り策定するものです。

### 【教育基本法 第17条】

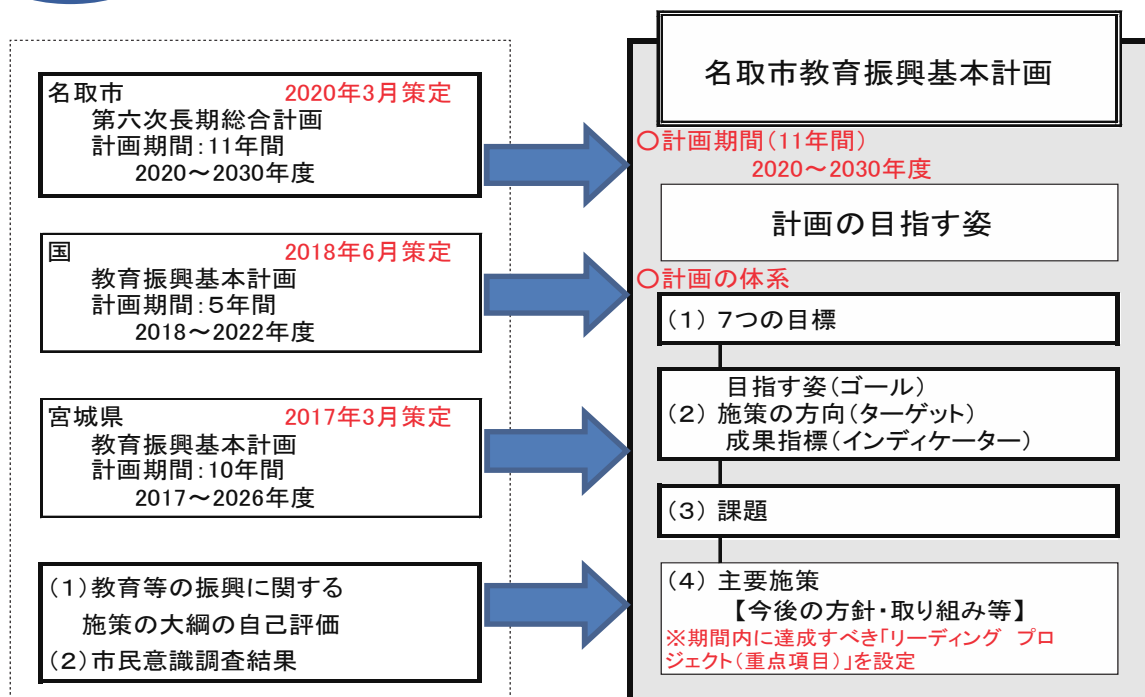
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※参酌とは、「他のものを参考にして長所を取り入れること。斟酌(しんしゃく)。」

### ▼関係図



## 「教育等の振興に関する施策の大綱」について

今まで、総合的な教育計画は、本市のまちづくりの指針となる名取市第五次長期総合計画（計画期間：2009（平成21）年から2019（令和元）年）のうち、「教育等に関する施策」を基本としながら進めてきました。

その後、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した防災教育の充実を付け加えた「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）を2015（平成27）年11月に名取市総合教育会議が策定し、次の8つの項目を基本目標として進めてきました。

- ・基本目標1 学校教育力の向上
- ・基本目標2 教育環境の充実
- ・基本目標3 家庭・地域の連携による教育力の強化
- ・基本目標4 生涯学習の推進
- ・基本目標5 生涯スポーツの振興
- ・基本目標6 文化財の保護・伝承及び活用
- ・基本目標7 文化芸術活動の促進
- ・基本目標8 地域と連携した防災教育の充実

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定を根拠に策定したものであり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたものです。

大綱の計画期間は、2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までの6年間としています。なお、教育振興基本計画策定後は、基本計画をもって大綱の代わりをなすものです。

## 第3節 国・県の教育振興基本計画

本市の計画は、国や県の計画を参酌し策定するものであり、次に国と県の教育振興基本計画の概要をみていきます。

### （1）教育振興基本計画

国においては、法第17条第1項に基づき、2008（平成20）年7月に第1期の教育振興基本計画を、2013（平成25）年6月に第2期を、2018（平成30）年6月には第3期の教育振興基本計画を策定しています。

第3期教育振興基本計画では、「教育の普遍的な使命」として改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要とし、今後の教育政策に関する基本的な方針として次の5項目を打ち出しています。

#### 今後の教育政策に関する基本的な方針

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

このような方針のもと、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
2. 教育投資の在り方
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

を掲げ、今後5年間の教育政策の目標と施策群に取り組むとしています。

## (2) 宮城県教育振興基本計画

### ～宮城県の教育の現状と宮城県第2期教育振興基本計画の概要～

宮城県では、2010（平成22）年3月に宮城県教育振興基本計画を策定しましたが、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けるなど、子供や社会を取り巻く環境は大きく変化し、復興後を見据えた次代を担う人づくりが重要となる中で、教育が果たす役割を検討してきました。

このような状況の中、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、2017（平成29）年3月に第2期の宮城県教育振興基本計画を策定しました。

宮城県第2期教育振興基本計画では、本県教育を取り巻く社会の状況を次のとおり整理しています。

#### 【宮城県における教育を取り巻く社会の状況】

- 1 東日本大震災からの復興
- 2 人口減少社会の到来と地方創生の推進
- 3 グローバル化の進展
- 4 ICT（情報通信技術）の進展
- 5 雇用情勢の動向
- 6 子供の貧困率の悪化
- 7 家庭環境や地域社会の変化
- 8 文化芸術・スポーツへの関心の高まり
- 9 国の教育改革の動向

特に、2017（平成29）年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、全ての教科等を、①知識及び技能 ②思考力、判断力・表現力等 ③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業の見直しや改善を行うこととされたほか、学校全体として「社会に開かれた教育課程」の実現と「カリキュラム・マネジメント」の確立が必要であるとしています。

また、先行する道徳の特別教科化による道徳教育の充実や小学校高学年で外国語科を導入することによる外国語教育の充実などを含め、新たな学習指導要領の趣旨を踏まえながら、本県の教育施策を進めていく必要があるとしています。

これらの教育を取り巻く社会の状況と変化を踏まえ、「県教育の課題」として次の15項目を挙げています。

#### 【宮城県の教育の課題】

- 1 いじめ問題への対応
- 2 不登校児童生徒の増加
- 3 体力・運動能力の低下
- 4 基礎的・基本的な学習内容の定着
- 5 英語教育の推進
- 6 教育の情報化の推進
- 7 幼児教育の推進
- 8 特別な支援を必要とする児童生徒の増加
- 9 文化財の活用の促進
- 10 防災体制の確立と次世代への継承
- 11 教員の資質能力の向上と知識・技能の伝承
- 12 家庭教育への支援
- 13 地域の教育力の向上
- 14 県民の学習ニーズを捉えた生涯学習の推進
- 15 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

以上、これらの課題を踏まえ、宮城県教育振興基本計画では計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて取り組んでいくこととし、そのために実施する主な施策を10の「基本方向」に分け、全部で35の取組を実施するとしています。また、そのうち16の取組については、重点的取組として特に力を入れて推進していくとしています。

◎名取市立学校校章

			
増田小学校	下増田小学校	館腰小学校	愛島小学校
			
高館小学校	不二が丘小学校	増田西小学校	ゆりが丘小学校
			
相互台小学校	那智が丘小学校	増田中学校	第一中学校
			
第二中学校	みどり台中学校	関上小中学校	

## 第2章 教育を取り巻く状況について

### ～社会環境の変化と市民意識調査結果～

#### 第1節 人口と社会の変化

##### (1) 人口の推移と将来人口

###### 《人口の推移》

国の教育振興基本計画によるといままで着実に増加していた我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少の局面にあり、2030年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が総人口の3割を超えるなど生産年齢の人口の減少が加速化することが予測されています。

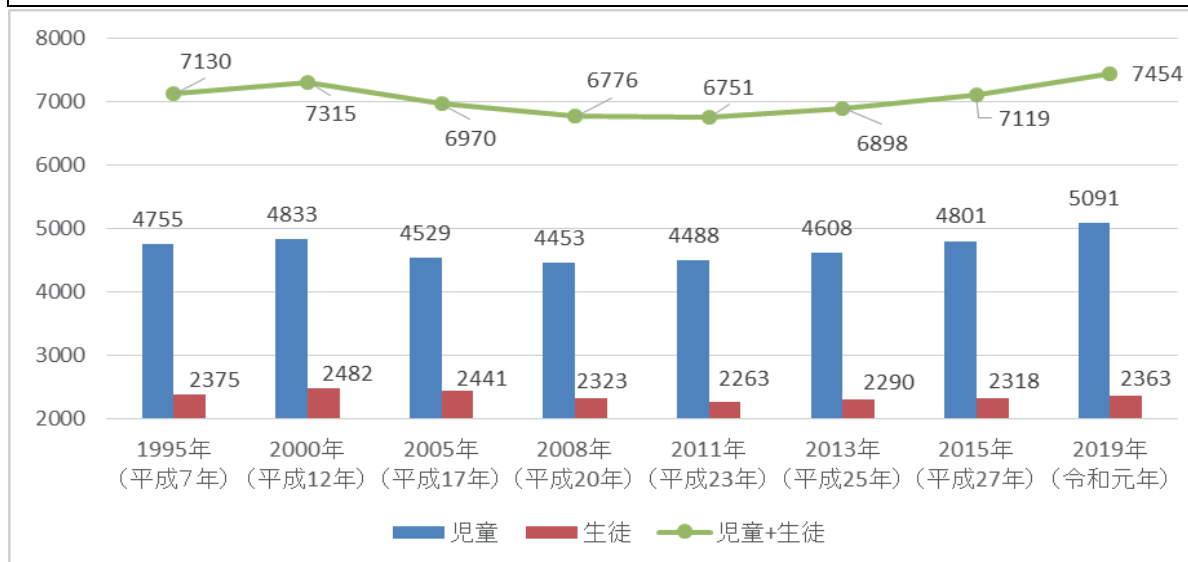
2018（平成30）年10月現在の我が国の総人口は1億2,644万人で、15歳未満の年少人口が1,541万人（12.2%）、15歳から64歳までの生産年齢人口が7,545万人（59.7%）、65歳以上の老年人口が3,558万人（28.1%）となっています。

ところで、本市の人口推移は、第六次長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）によると、1995（平成7）年の61,993人から、2015（平成27）年には76,668人となり、20年間で14,675人（23.7%）増加しています。

###### 【1995年以降の児童生徒数の推移】

1995年は、児童生徒数7,130人（児童数4,755人、生徒数2,375人）で、20年後の2015年は、7,119人（児童数4,801人、生徒数2,318人）でした。

この期間の児童生徒数の推移は、1995年から横ばい、もしくははなだらかな減少傾向でした。2011年に6,751人（児童数4,488人、生徒2,263人）と最小になりましたが、その後は増加に転じており、2019年には7,454人（児童数5,091人、生徒数2,363人）となりました。



次に、本市の年齢3区分別人口の構成比をみると、2015（平成27）年10月現在において、15歳未満の年少人口が11,966人（15.6%）、15歳から64歳までの生産年齢人口が48,392人（63.1%）、65歳以上の老年人口が15,895人（20.7%）となっており、「全国的な人口減少時代にあってもその魅力から人口が増加しているまち」、「年少人口・生産年齢人口の割合が高く、若い世代が多いまち」といった特色をもっています。

なお、2018（平成30）年10月現在では、年少人口が12,124人（15.5%）、生産年齢人口が49,080人（62.6%）、老年人口が17,204人（21.9%）と、全国と比較しても年少人口の割合が3.3ポイント高くなっています。

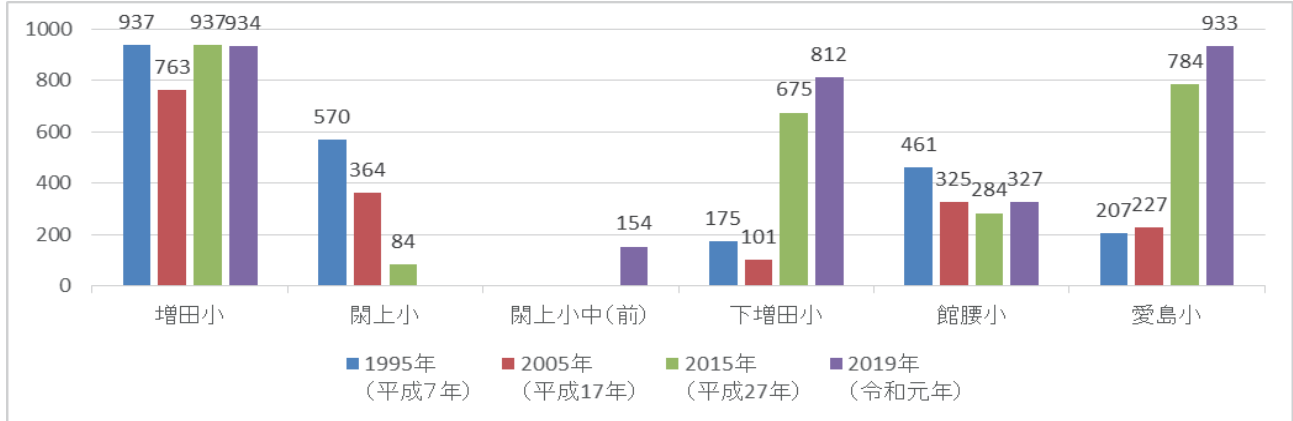


**【2019年現在の児童生徒数について】**

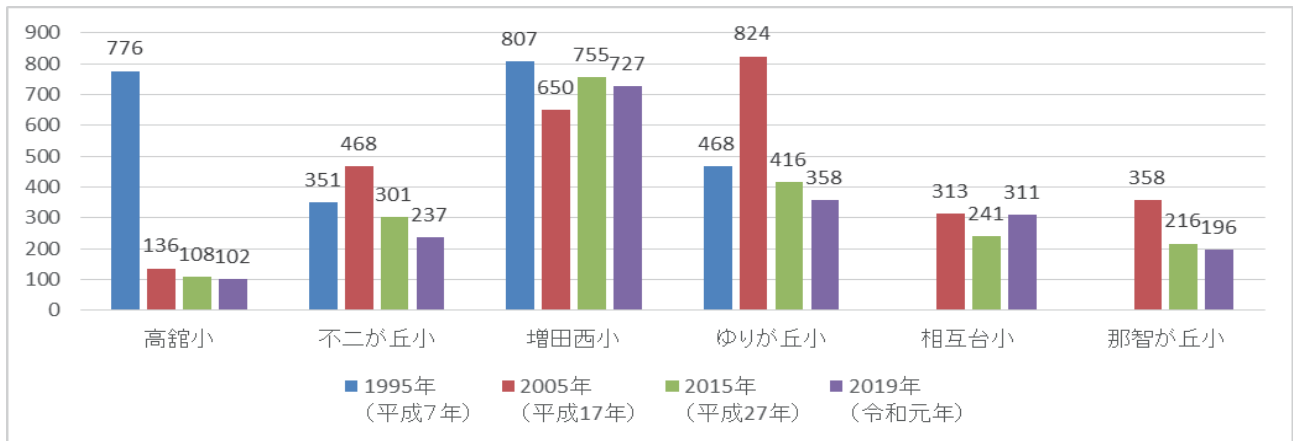
2015年以降もなだらかな増加傾向は継続しており、2018年10月の児童生徒数は、7,330人（児童数5,023人・生徒数2,307人）、2019年5月には7,454人（児童数5,091人、生徒数2,363人）となりました。

これは増田地区・増田西地区・下増田（美田園）地区・愛島地区などで、「若い子育て世代」が転入していることが要因です。

**▼小学校・義務教育学校の児童数推移**

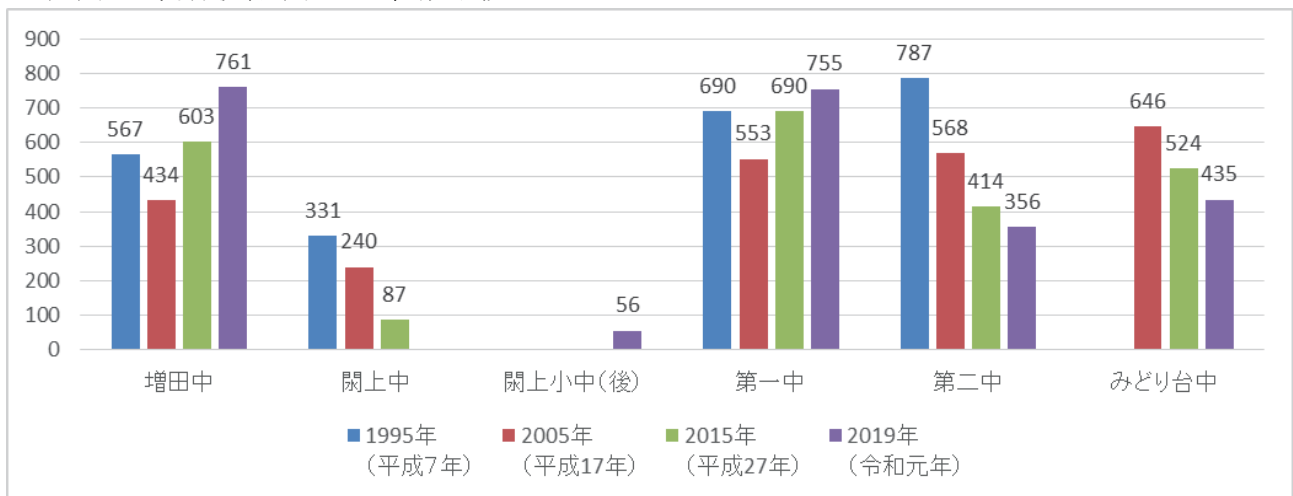


※関上小は平成29年度閉校、関上小中学校は平成30年度開校、1年生から6年生の児童数を算定。



※相互台小は平成8年度、那智が丘小は平成13年度開校のため、平成7年データなし。

**▼中学校・義務教育学校の生徒数推移**



※関上中は平成29年度閉校、関上小中学校は平成30年度開校、7年生から9年生の生徒数で算定  
みどり台中は、平成10年度開校のため、平成7年データなし。

## 《将来人口》

前述しているとおり我が国の人口は、2018（平成30）年10月現在、1億2,644万人ですが、2030（令和12）年には1億1,522万人、その20年後の2050（令和32）年には9,515万人となり、そのうちの4割が65歳以上の高齢者になると推計されています。

このような少子高齢社会では、生産年齢（15歳～64歳）人口の減少による経済活動の停滞や年金・医療・介護等社会保障費の増大など、若い世代の負担の増加が懸念されています。今後、若い世代の人材の育成を図り、維持・発展が可能な社会を構築していくことが課題とされています。

一方、本市の将来人口については、長期総合計画によると、自然体による推計に開発人口を加えた場合の「推計①」では、2030（令和12）年で82,200人（2018年比較で約3,800人増加）と予測し、施策を推進した効果により自然動態、社会動態の減少傾向が抑制された場合の「推計②」では、85,000人（2018年比較で約6,600人増加）になると予測されています。

この場合の年齢3区分別人口の構成比は、次の表になると予測しています。

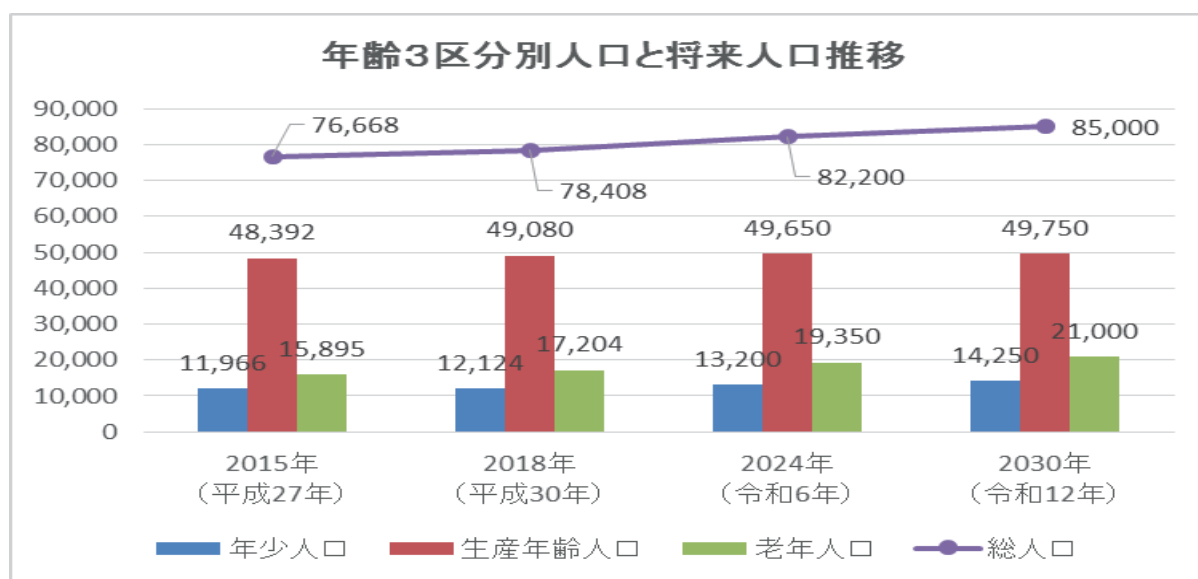
### ▼目標年度2030（令和12）年の将来人口の構成比

人 口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
推計② 85,000人	14,250人 (16.8%)	49,750人 (58.5%)	21,000人 (24.7%)
推計① 82,200人	(14.5%)	(60.2%)	(25.3%)
2018（平成30）年人口 78,408人	12,124人 (15.5%)	49,080人 (62.6%)	17,204人 (21.9%)

このように2030（令和12）年の人口構成は、2018（平成30）年と比較すると「推計①」では年少人口で1ポイント減少し、「推計②」では1.3ポイント増加すると予測しています。

この予測では、将来の年少人口の伸びは、長期総合計画による施策の効果が大きく影響を及ぼすことを指摘しています。

なお、長期総合計画では、計画の最終年度となる2030（令和12）年の目標人口を「推計②」を採用しており、教育振興基本計画における主要施策、今後の方針・取り組み等の検討過程において採用する将来人口も、同様に「推計②」を採用し、計画最終年度の2030（令和12）年の将来人口を85,000人として進めます。



※平成27年、令和6年（計画中間年）、令和12年（計画最終年）数値は、長期総合計画から転記、平成30年数値は、平成30年9月末の人口から算定した数値（参考値）。



## (2) 急速な技術革新と教育環境の変化

スマートフォンやタブレット端末の発展・普及はコミュニケーションのあり方に大きな変化をもたらしています。2030年ごろには、第4次産業革命ともいわれる、IoT（モノのインターネット）やビッグデータ、AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務自動化）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

このような情報通信分野を中心とした急速な技術革新と社会の変化は、本市の重要な教育課題と考えております。特に、学校教育分野においては、ICT教育、タブレットなどを使った教育でのアクティブラーニングなど着実に進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う非常時の対応として、遠隔・オンライン教育やICT等を活用した家庭教育の重要性が高まり、機器類の整備充実が再認識されるなど、急激に変化する社会を見据えた施策の検討が必要となります。

## (3) 持続可能なまちづくりとSDGs






我が国における人口減少や地方経済の停滞等に伴う税収の減少、高齢化の進行等による社会保障費の増大に加え、高度経済成長期以降に整備された社会インフラ施設の老朽化への対応など、地方財政は一層厳しさを増すことが予想されており、地域の強みと資源を有効活用した持続可能な行財政運営を図っていく必要があります。

このような中、2015年国連のサミットにおいて提唱された「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会共通の目標となっており、まちづくりにおいてもその方向性を踏まえた取り組みの推進が求められています。

長期総合計画の施策項目においては、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」を明記し、目標に向けて取り組む実施主体に対しアピールを行い、持続可能な開発目標について市民意識高揚を図るとしており、教育振興基本計画においても同様の考えで策定することとしています。

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2000年に採択されたMDGs（ミレニアム開発目標）の達成期限を迎えた2015年に、国連（加盟193カ国）によって採択された、2030年までの15年間で新たに達成すべき国際目標です。掲げられた目標は17。その中で教育振興基本計画に関連するSDGsは、以下の5つです。

### ▼教育振興基本計画において関連するSDGs

<b>Goal 3</b> <b>すべての人に健康と福祉を</b>  3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<b>Goal 4</b> <b>質の高い教育をみんなに</b>  4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
<b>Goal 11</b> <b>住み続けられるまちづくりを</b>  11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	<b>Goal 16</b> <b>平和と公正をすべての人に</b>  16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
<b>Goal 17</b> <b>パートナーシップで目標を達成しよう</b>  17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活発化する		

## 第2節 市民意識調査からみえる満足度

### (1) 生涯学習に関する市民意識調査

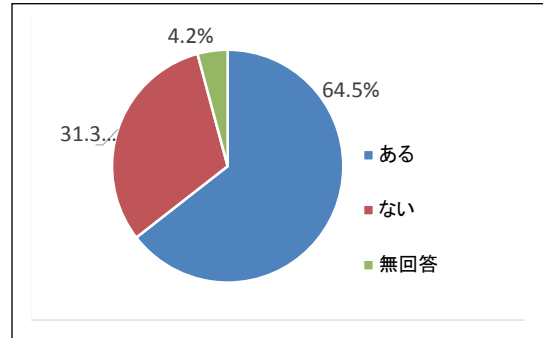
2018（平成30）年9月、名取市生涯学習振興計画の策定のために、名取市内に住む18歳以上の方2,000人を対象に市民の生涯学習に対する意識を明らかにすることを目的とした市民意識調査を実施しました。

調査結果からみえる生涯学習に対する課題の要点は、次のとおりでした。

#### ●生涯学習の意向について

直近1年間において、「何らかの生涯学習を実施している。生涯学習をしたことがある」は64.5%でした。そのうち生涯学習の主な経験内容は「健康・スポーツ（34.3%）」、「趣味・教養（30.2%）」です。

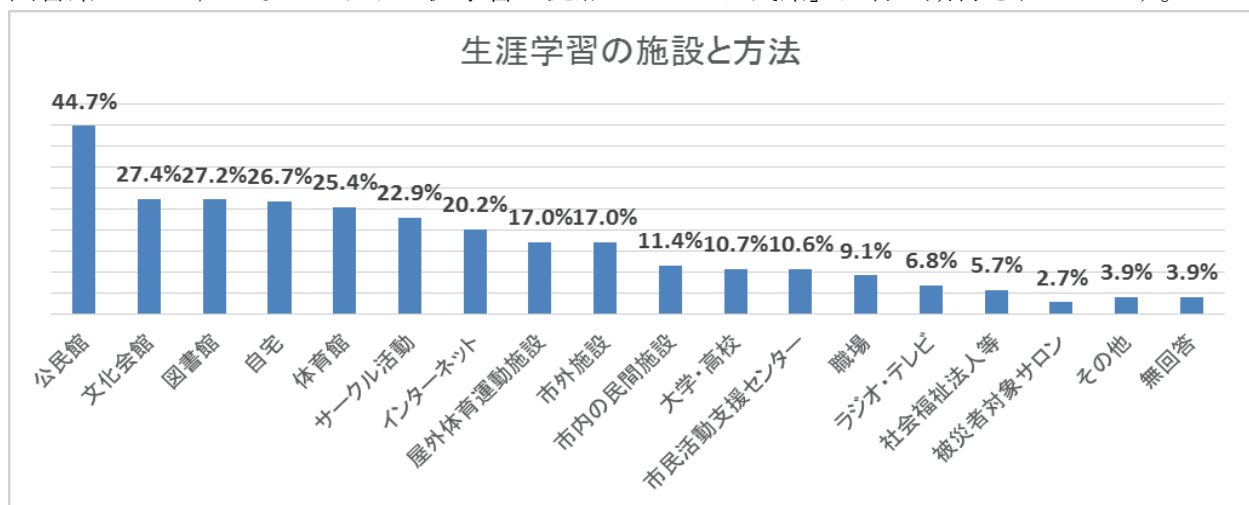
しかし、「生涯学習をしたことがない」は31.3%でした。行っていない理由については、「忙しくて時間がない（44.0%）」が最も多く、「必要な情報が入手できない、きっかけがつかめない（22.5%）」、「一緒に学習や活動をする仲間がいない（11.5%）」など、生涯学習を始めるためのきっかけも理由として多く挙げています。



▲直近1年間の生涯学習の経験有無

#### ●生涯学習を行う環境について

生涯学習をしたい施設や方法は、「公民館」が44.7%と最も多く、次いで文化会館が27.4%、図書館が27.2%となっており生涯学習の拠点として「公民館」は特に期待されています。



※複数回答

#### ●学校を核とした地域づくりへの参加意向

「通学の見守り、部活動の手伝い、授業の手伝い、郷土活動」など地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動が重要視されています。また、学校には「地域とともにある学校づくり」が求められています。

その参加意向については、「参加はしたことはないが、今後は参加してみたい」が27.4%と一番多く、次いで「参加したことがなく、今後も参加したくない」が18.3%、「参加したことがあり、今後も参加したい」が11.1%となっています。

なお、「わからない」が35.0%、「参加したことがあり、今後も参加したい」、「参加したことがないが、今後は参加したい」を合わせた「参加したい」としている市民は38.5%ですが、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」、「参加したことがなく、今後も参加したくない」を合わせた「参加したくない」は、23.7%でした。

## (2) 学校教育に関する市民意識調査

2019（令和元）年10月、市内小学5年生、中学2年生（義務教育学校8年生を含む。）の児童生徒、及びその保護者1,595人に対して意識調査を行いました。

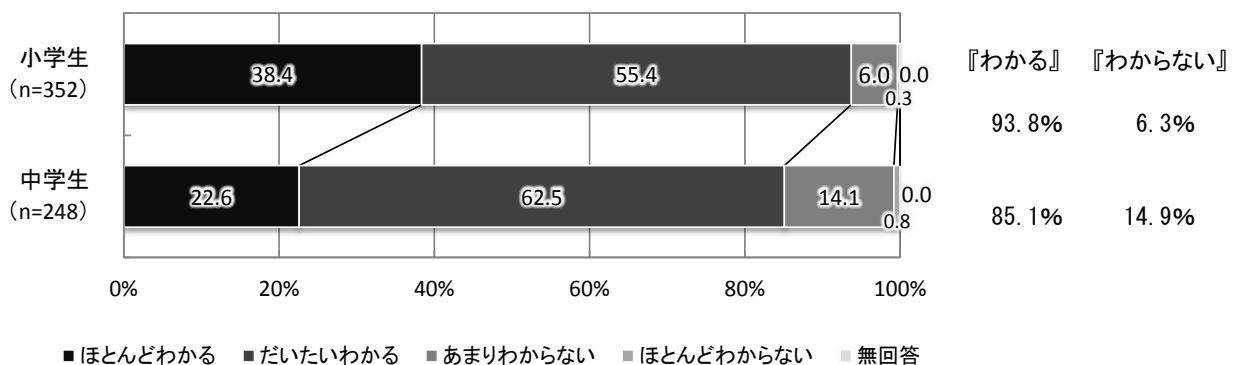
この調査は、児童生徒とその保護者が、学校教育に対し何を望んでいるのか、また、どのような考えを持っているのかを把握するために実施したものです。

調査内容と調査範囲は、市の学校教育及び関係する家庭や地域の教育等の範囲とし、調査項目は、児童生徒については、「学校や勉強、家庭での生活、家庭や地域、自分の将来の夢」を、保護者については、「学校教育、学校生活、家庭の教育、教育施策全般」などを聞きました。

### ●授業の理解度について

#### ▶ ～児童生徒に、「あなたは、学校の授業がどのくらいわかりますか。」～

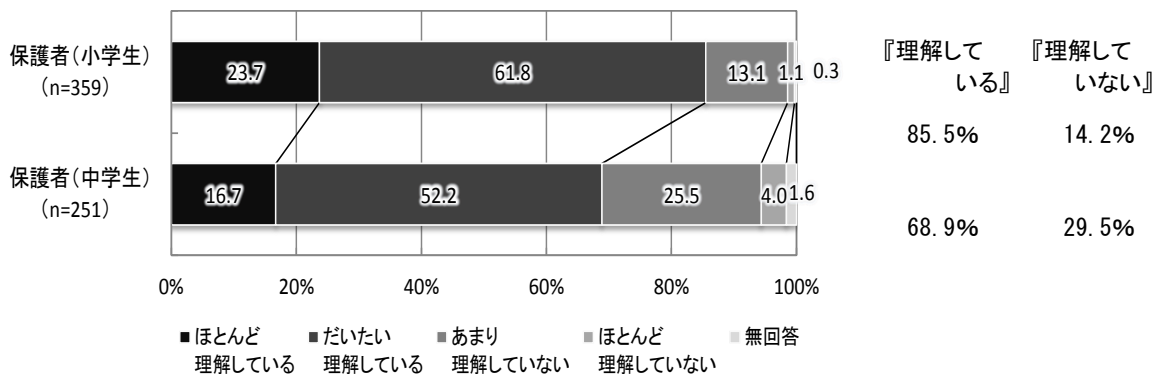
「ほとんどわかる（38.4%）」と「だいたいわかる（55.4%）」をあわせた『わかる』は小学生で93.8%、中学生で（22.6%+62.5%）85.1%となっており、小学生が中学生より多くなっています。



#### < “保護者が感じるお子さんの授業の理解度” >

授業が『わかる』と回答した小学生330人の保護者のうち、292人（88.5%）が『理解している』と回答し、『わからない』と回答した小学生22人の保護者のうち、16人（72.7%）が『理解していない』と回答した。

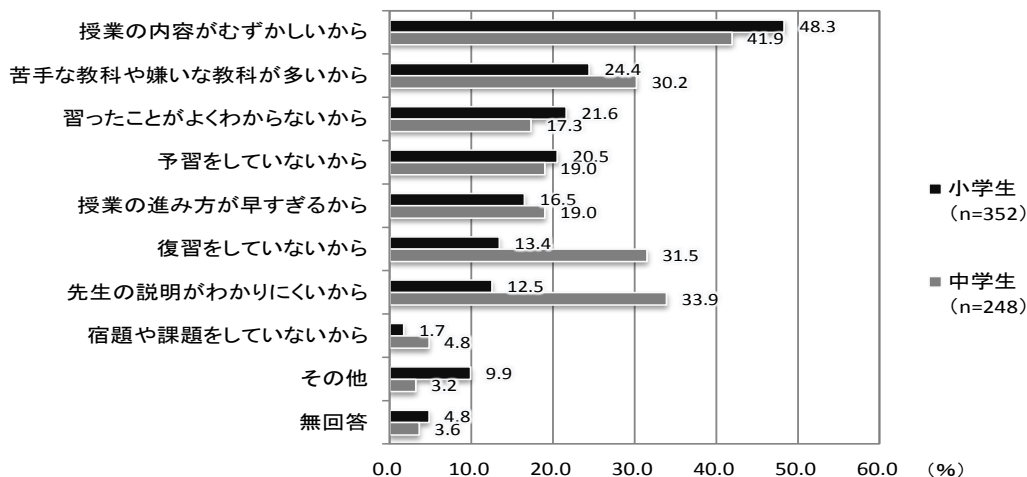
中学生では、授業が『わかる』と回答した221人の保護者のうち、161人（72.9%）が『理解している』と回答し、『わからない』と回答した中学生37人の保護者のうち、27人（73.0%）が『理解していない』と回答した。



## ●授業がわからない理由について

### ▶ ～児童生徒に、「授業がわからない時の理由はどんなことですか」（複数回答）～

「授業の内容がむずかしいから」は、小学生が 48.3%、中学生が 41.9%ともに最も多く、4 割を超えています。一方で「先生の説明がわかりにくい」、「復習をしていない」は、中学生が小学生より多くなる傾向にありました。



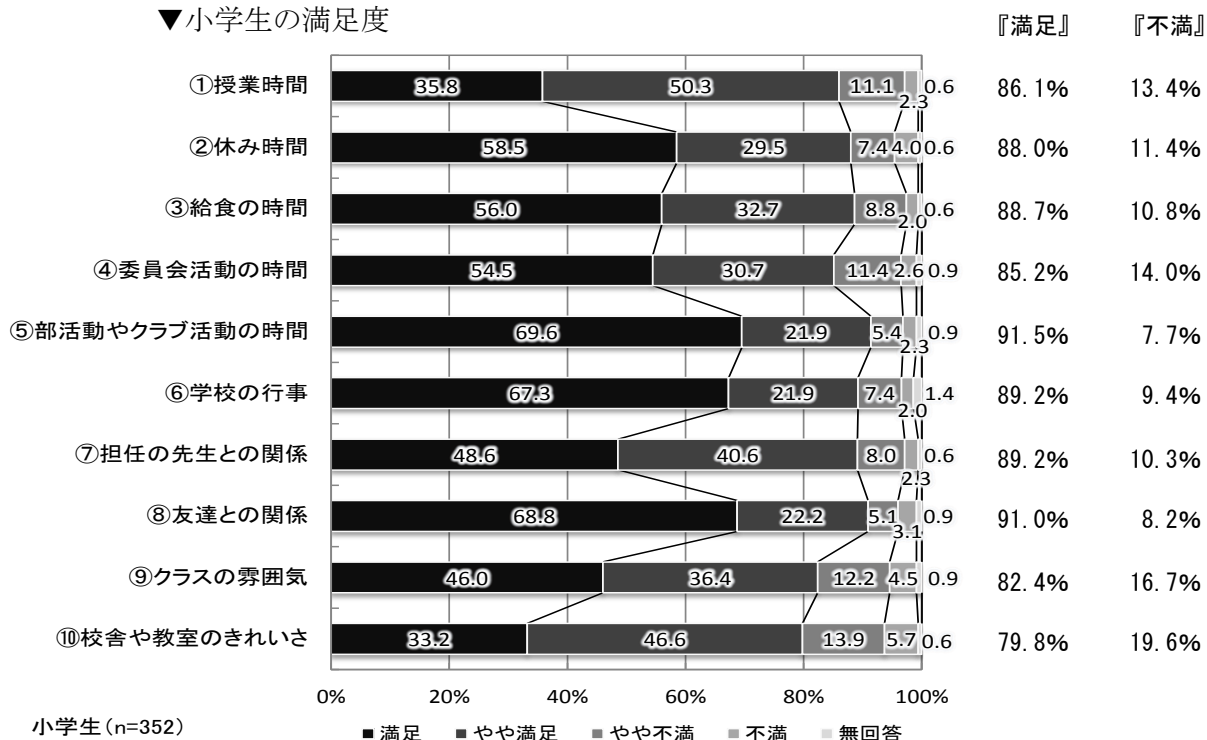
## ●学校生活の満足度について

### ▶ ～児童生徒に、「あなたは、学校生活についてどのように感じていますか。」～

【回答項目】「①授業時間、②休み時間、③給食の時間、④委員会活動の時間、⑤部活動やクラブ活動の時間、⑥学校の行事、⑦担任の先生との関係、⑧友達との関係、⑨クラスの雰囲気、⑩校舎や教室のきれいさ」の 10 項目について調査

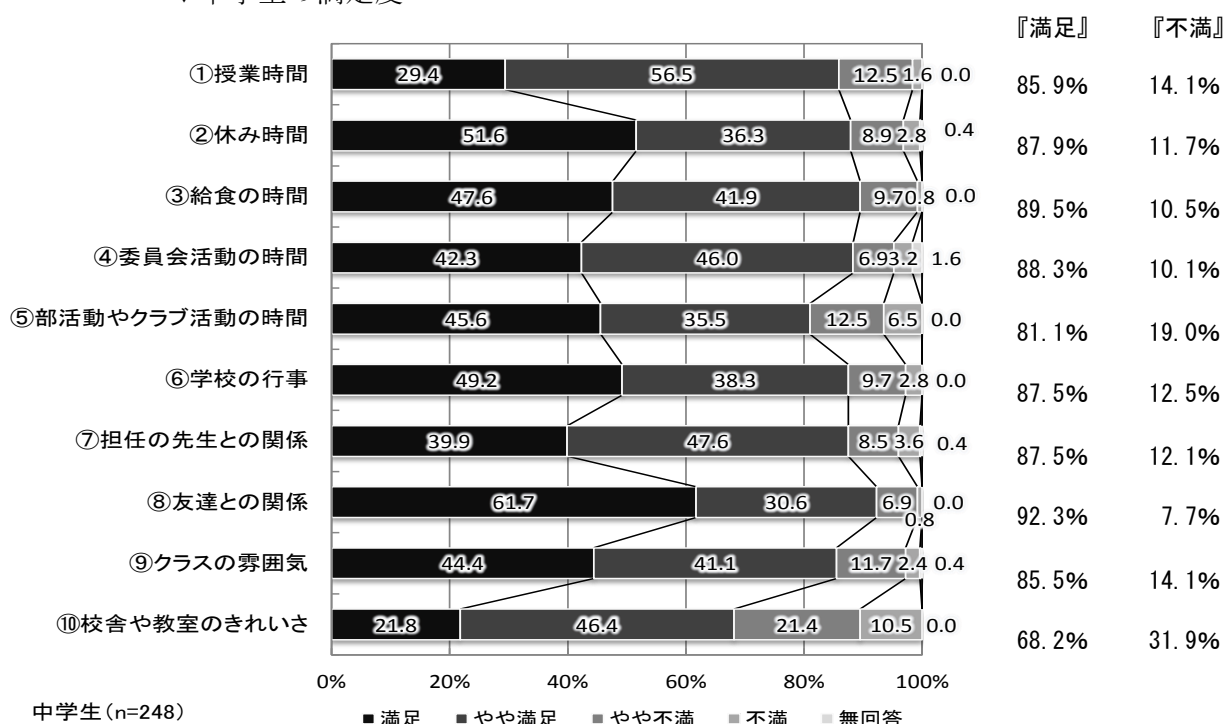
小学生の「満足」と「やや満足」をあわせた『満足』は、“⑤部活動やクラブ活動の時間が (91.5%)”と最も多く、次に“⑧友達との関係が (91.0%)”と続いており、これらが 9 割を超えています。一方、“⑩校舎や教室のきれいさが (79.8%)”が最も少なく、8 割未満となっています。

#### ▼小学生の満足度



中学生の『満足』は、“⑧友達との関係が(92.3%)”が最も多く9割を超えていますが、“⑩校舎や教室のきれいさ(68.2%)”は最も少なく7割未満となっています。

### ▼中学生の満足度



### ＜“保護者の居住年数別”児童生徒の“学校生活の満足度”の傾向＞

小学生の『満足』についてみると、“④委員会活動の時間”は、居住年数が長いほど満足度が高くなる傾向がみられた。その他は、特徴的な違いはみられない。

中学生の『満足』についてみると、“②休み時間、④委員会活動の時間、⑤部活動やクラブの時間、⑥学校の行事、⑩校舎や教室のきれいさ”は、居住年数が長いほど満足度が高くなる傾向がみられたが、“⑦担任の先生との関係、⑧友達との関係、⑨クラスの雰囲気”は、居住年数が短いほど満足度が高くなる傾向にあった。

### ●学校に関する満足度について

▶ ～保護者に「あなたのお子さんが通う学校に関することで、どのように感じていますか。」～

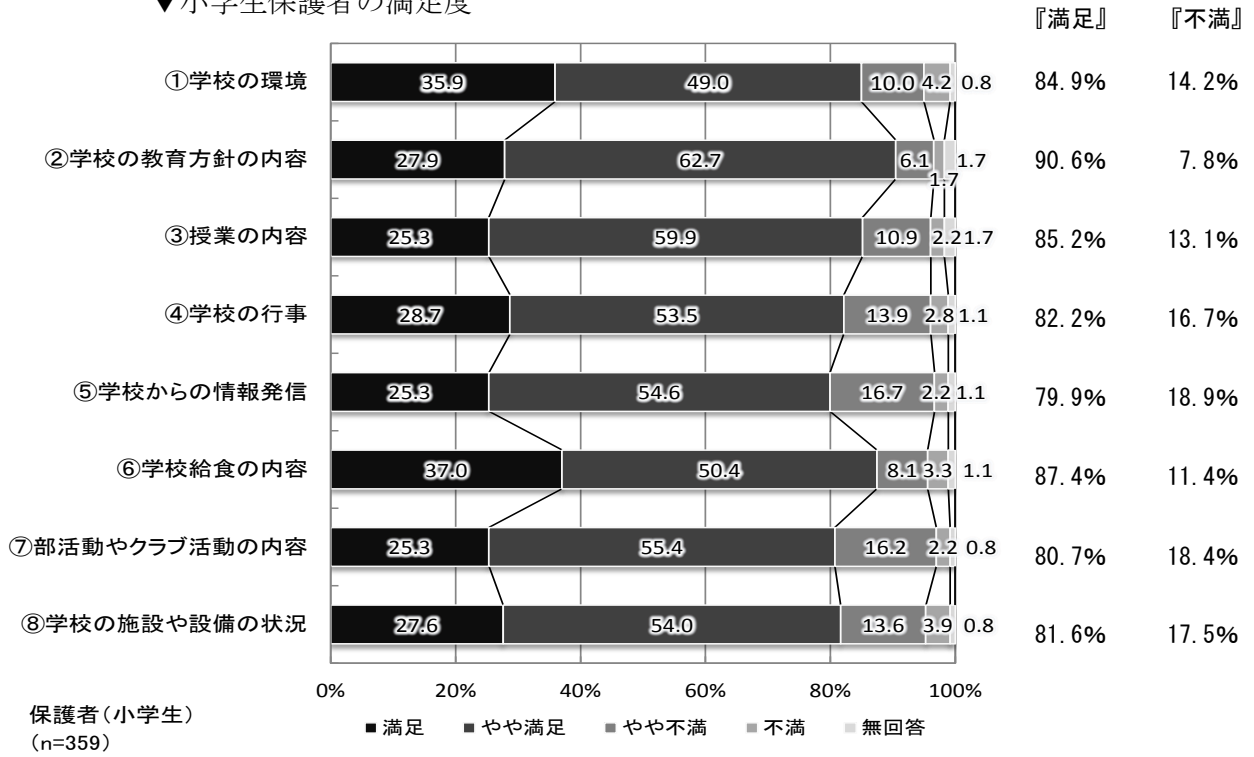
**【回答項目】**「①学校の環境、②学校の教育方針の内容、③授業の内容、④学校の行事、⑤学校からの情報発信、⑥学校給食の内容、⑦部活動やクラブ活動の内容、⑧学校の施設や設備の状況」の8項目について調査

小学生保護者の「満足」と「やや満足」をあわせた『満足』は“②学校の教育方針の内容(90.6%)”が最も多く、次に、“⑥学校給食の内容(87.4%)、③授業の内容(85.2%)”が続いており、一方で“⑤学校からの情報発信(79.9%)、⑦部活動やクラブ活動の内容(80.7%)”の満足度が低い結果となっている。

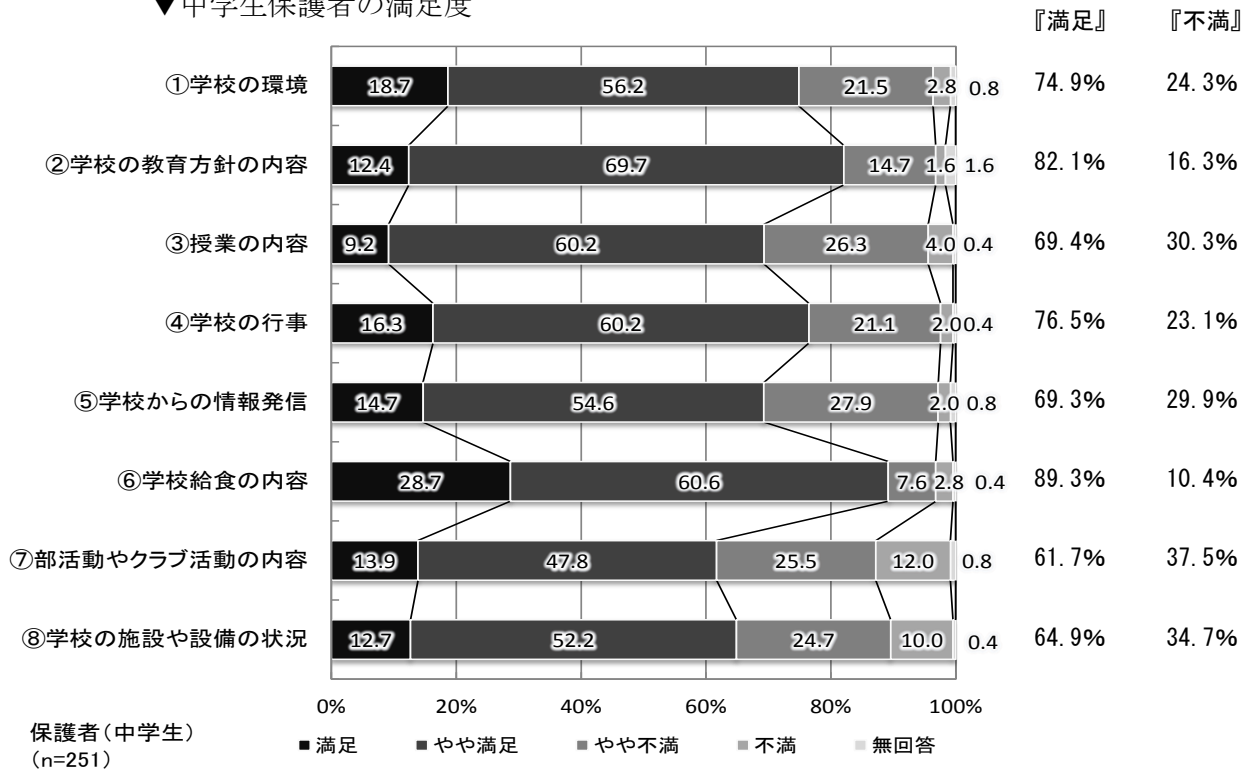
中学生保護者の『満足』は“⑥学校給食の内容(89.3%)”が最も多く、次に、“②学校の教育方針の内容(82.1%)”が続いており、これは8割以上となっている。一方で“⑦部活動やクラブ活動の内容(61.7%)、⑧学校の施設や設備の状況(64.9%)、⑤学校からの情報発信(69.3%)”の満足度が低い結果となっている。



▼小学生保護者の満足度



▼中学生保護者の満足度





### 第3節 大綱の自己評価

計画を策定するにあたり、大綱の8つの基本目標に設定している31項目の「施策の方針」について分析を行いました。いままでの教育施策の取り組みについて自己評価と分析を行うことにより、第3章で示す教育振興基本計画の各目標における「今後の方針・取り組み」を策定します。

次に、令和元年度6月に実施した施策の方針ごとの自己評価の分析結果をみていきます。

#### 基本目標 1 学校教育力の向上

##### ○施策の方針1 幼児教育の充実

【結果】2016（平成28）年度で、4園あった市立の幼稚園がすべて閉園した。閉園後も幼小連携の観点から各学校では、私立幼稚園との交流活動を実施している。

##### ○施策の方針2 教育活動の充実

【結果】小中一貫教育と、小中連携事業の推進が図られている。2018（平成30）年に開校した閉上小中学校はもとより他校においても、中学校区単位での小中連携を意識した取組がなされている。

##### ○施策の方針3 特別支援教育の充実

【結果】各学校に教員補助者・特別支援教育支援員を配置し、通常学級で個別の対応が必要な児童生徒の支援に当たっている。特別支援教育支援員は増員し、平成30年度は36人であったが、令和元年度は40人の配置となった。支援体制の整備に努め、特別支援教育の充実を図っている。

##### ○施策の方針4 生徒指導の充実強化

【結果】各学校にスクールカウンセラーが配置され、年間を通じて相談活動を行っている。個々の問題や悩みに向き合い、児童生徒の心的安定につながっている。不登校児童生徒数は、増加の傾向にあるが、訪問指導員の配置、名取市子どもの心のケアハウス（はなもも教室）の設置、別室登校への対応等、各学校での個別の指導により、改善されるケースも見られる。いじめの認知件数の増加は、児童生徒の様子をつぶさに見取っていることの表れであると積極的にとらえ、各学校はさらなる早期対応、未然防止に努めている。

##### ○施策の方針5 教職員の資質向上

【結果】各学校の児童生徒の実態を踏まえ、主体的に学び、思考力・判断力・表現力を伸ばさせる校内研究の充実を図っている。研究授業を通して、教員の教科指導力と資質の向上に努めている。

#### 基本目標 2 教育環境の充実

##### ○施策の方針1 学校施設・設備の充実

【結果】学校の年次計画に従い施設設備の修繕、新規計画等を進めている。東日本大震災で被災した校舎等の復旧工事は全て完了し、2018（平成30）年度には普通教室等へエアコンを設置した。

##### ○施策の方針2 学校給食の充実

【結果】保護者との面談を実施し、アレルギー対応食の取組みの充実をはかっている。食育の充実につなげるための、給食センター見学、食育バイキング給食を実施。栄養教諭、学校栄養職員が市内全学校を訪問し、学校と協力して「食に関する指導」を実施することができている。

##### ○施策の方針3 教育相談体制の充実

【結果】市内小・中・義務教育学校の各校へスクールカウンセラーを配置している。また、県教委からスクールソーシャルワーカー2人を派遣してもらい、家庭環境、心のケア等に関わる相談活動を充実させることができている。

○施策の方針4 通学環境の充実

【結果】各学校において、通学路の危険箇所等の点検をPTA、地域と連携し実施している。小学校、義務教育学校では、「子どもの見守り隊」等が組織され、児童の登下校の安全に配慮した取組がなされている。

○施策の方針5 就学の支援

【結果】経済的困窮から、校納金が滞りがちな家庭に対し就学援助制度を紹介し、未納等により児童生徒の学校生活に支障が出ないように配慮している。新入学児童生徒の就学援助については、入学前支給ができるように周知し、新入学時の経済的負担を軽減している。

### **基本目標3 家庭・地域の連携による教育力の強化**

○施策の方針1 家庭教育の充実

【結果】新入学家庭教育講座を小学校入学前の保護者を対象に実施しているほか、学校やPTAを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供、公民館で開催する学習会の支援を行っている。

○施策の方針2 地域教育力の強化

【結果】公民館事業あるいは公民館を活用した地域団体やPTAの事業において、マナビイ宅配便の活用や出前講座などの活用を図っている。(※体力づくりやレクリエーションゲーム、地域の伝承芸能や祭りなどの支援を含む。)家庭教育支援チーム員の増員を図るべく、子育てサポーター養成講座を実施したが、家庭教育支援チーム員は、2017(平成29)年度20名だったが、2018(平成30)年度末には、3名に減少した。

○施策の方針3 子どもの社会参加の促進

【結果】地域の行事等に、積極的に参加する様子が見られる。姉妹都市上山市と児童生徒による交流を推進するわんぱく交歓研修会は、震災以降の海の子山の子交歓会に替わる事業である。2016(平成28)年度までは、名取市の児童生徒が上山市を訪問する事業であったが、2017(平成29)年度より名取市と上山市の相互訪問事業として実施している。各公民館では、地域の子どもたちが気軽に参加できる学習機会について、工夫を凝らして実施している。インリーダー養成は、地域の子どもたちの中の集団活動のリーダーを育成しており、特に長期休業中の子ども会活動の活性化につながっている。高校生の地域ボランティア活動へ積極的に関わられるように中学生及び小学6年生及び中学生を対象としてジュニア・リーダー初級研修を実施している。ジュニア・リーダーは、主に地域の子ども会活動の支援をボランティアで行っている。

○施策の方針4 相談体制等の充実

【結果】学校と家庭、地域社会や関係機関との連携の強化に努めながら、教育相談活動、心のケアを推進している。家庭の教育力を高め、子育て支援に資するため、講座や教室などを通じて、家庭教育に関する情報提供を図っている。

○施策の方針5 健全な社会環境づくり

【結果】地域の巡回パトロールや通学路・公園等の見廻りを行う街頭巡回活動及び、ごみ拾いや落書き消しなど環境浄化活動に対して支援を行い、青少年を取り巻く環境浄化の推進が図られている。

### **基本目標4 生涯学習の推進**

○施策の方針1 生涯学習推進体制の充実

【結果】生涯学習振興計画は、震災の影響もあり未策定であったが、2018(平成30)年度に新たな生涯学習振興計画を策定すべく市民意識調査を行った。

○施策の方針2 学習機会の拡充と支援

【結果】市民大学講座は、2010(平成22)年度から2016(平成28)年度まで国の補助などを活用し実施したが、2017(平成29)年度は未実施となり、2018(平成30)年度は、再開とい

う経過となった。生涯学習自主企画講座については、「1年に2団体」で実施・継続している。マナビ講師派遣事業の講師派遣件数は、2018（平成30）年度実績で、出前講座（市職員派遣）123件、マナビ宅配便（市民講師派遣）53件、合計176件となっている。子ども読書活動推進事業は図書館事業として「Let's理科読」や絵本作家等の講演会を実施している。公民館では、情報提供、学習相談、学習支援などを行っているほか、地域課題の掘り起こしを行い自発的な市民の活動を支援している。

#### ○施策の方針3 学習環境の整備

【結果】2018（平成30）年12月に、新図書館が開館した。図書館利用者を増やすために、PR方法を工夫しこまめな情報発信に努めてきている。2010（平成22）年4月1日から尚絅学院大学図書館と相互協力について覚書を取り交わし、18歳以上の市民に対し、尚絅学院図書館の開館時間内の開放及び館外貸出を行うことや、相互に資料の貸借を行うこととしている。また、図書館と各公民館、小・中・義務教育学校図書館の蔵書情報を共有することで資料の有効活用を行い、利用者に応じた図書館のサービスの充実を図っている。公民館の老朽化等に対応した修繕は、緊急性にも鑑み、計画的な修繕を実施している。

#### ○施策の方針4 学習成果をまちづくりに生かす仕組みの確立

【結果】各地区公民館で、「公民館まつり」を開催している。また、それぞれの地域課題を地域住民自らが解決していけるよう学習機会を設けているほか、団体の自発的な動きにつながる支援を行っている。各公民館は、それぞれ地域団体と連携協力しながら事業を実施し、同時に、地域の有志指導者や団体などの把握に努め、連携協力し社会教育事業の充実を図っている。

### **基本目標5 生涯スポーツの振興**

#### ○施策の方針1 市民総参加のスポーツ活動の振興

【結果】市民総合スポーツ祭や20種目のスポーツ教室等の開催について、概ね目標値を達成している。出前講座やスポーツ大会で、ニュースポーツの普及活動を実施している。マリンスポーツ・ビーチスポーツの普及活動は、震災により未実施。Webサイトや広報なとり、体協だよりでスポーツ情報の提供を実施している。

#### ○施策の方針2 スポーツ施設の整備充実

【結果】施設の改修等を実施し、スポーツ環境の整備充実を図り利用者増となった。学校開放施設整備においては、修繕等を行い有効活用が図られている。体育施設についても、修繕等を行い、有効活用が図られている。ニュースポーツ施設整備は、震災により未実施である。

#### ○施策の方針3 スポーツ団体・クラブの育成

【結果】総合型地域スポーツクラブの創設については、2018（平成30）年中に1クラブ創設され3クラブとなり、2019（令和元）年度で1クラブが創設を準備中である。「NPO法人名取市体育協会」も独自のスポーツ行事等を開催し、スポーツの振興・普及を図っている。また、「民間スポーツクラブ」と連携し、スポーツ教室及びイベントを開催している。

### **基本目標6 文化財の保護・伝承及び活用**

#### ○施策の方針1 文化財の保護と保存の充実

【結果】指定・登録文化財の件数は現状維持に留まっているが、指定文化財の維持管理及び、開発に伴う埋蔵文化財調査は実施できている。文化財所有者、民俗芸能保存団体への助成・側面支援についても、現状を維持している。今後の保存・継承の基本的な考えをまとめた、歴史文化基本構想を策定した。

#### ○施策の方針2 文化財の普及と活用の推進

【結果】文化財の案内、所蔵資料の貸出・閲覧、各種講座などへの対応は現状維持に留まっているが、歴史展示会は例年実施し、来館者も増加傾向のため、進展していると判断している。今後の文化財の普及・活用の基本的な考えもまとめた歴史文化基本構想を策定した。

○施策の方針3 展示公開施設の整備検討

【結果】既存の2つの施設を改修し今後の保存・活用の中核施設として、歴史民俗資料館の整備を行い、2020（令和2）年度に開館する。また、歴史民俗資料館などで活動を行うボランティアの募集・育成を行っている。

## **基本目標7 文化芸術活動の促進**

○施策の方針1 文化芸術に関する意識の向上

【結果】青少年劇場小公演、宮城県巡回小劇場公演を活用し、市内小学校の輪番制選出により開催している。2018（平成30）年度から国立能楽堂による「能楽」体験アウトリーチを実施し、文化芸術に触れる機会を提供している。こどもミュージカルのワークショップ活動への支援を行った。広報なとりや市のWebサイトで文化芸術に関する情報発信を行っている。

○施策の方針2 文化芸術活動への支援

【結果】名取市文化協会への助成をとおして、文化芸術活動団体の自主的かつ主体的な活動と交流を支援している。文化会館展示ギャラリー活用事業で文化芸術作品の発表の場を提供している。

○施策の方針3 文化会館の活用と充実

【結果】文化会館の開館から22年が経過した。平成25年度に策定した文化会館長期修繕計画（2016（平成28）年度から2030（令和12）年度の15年間）に基づき効率的に修繕を実施している。会館運営は市民のニーズをできるだけ反映し、サービスの向上を図っており、施設の特性を活かしたさまざまな文化芸術事業を展開している。

## **基本目標8 地域と連携した防災教育の充実**

○施策の方針1 安全安心な教育環境の整備

【結果】災害対策における教育環境整備は、各計画等により適切に実施している。施設整備は、地域の防災拠点を兼ねた閑上小中学校の整備を終了、2018（平成30）年4月に開校した。2018（平成30）年度中に、各学校の普通教室等へのエアコン整備に着手し、2019（令和元）年度には整備を終了している。各学校で災害のみならず交通安全・防犯対策を含めた見守隊を組織し、支援・協力を得ている。

○施策の方針2 子どもの心のケアの推進

【結果】カウンセリングマインドによる教育相談活動を進め、心のケアに関わる対応を充実させている。

○施策の方針3 学校・家庭・地域と連携した防災教育の充実

【結果】毎月11日を「防災学習日」として設定し、指導計画に基づいた防災教育を推進することで、学校の防災教育を自校化し、自然災害種別に応じた避難訓練等を実施している。防災意識と防災対応能力を育成することができている。

## 第3章 教育振興基本計画における目標と成果指標・主要施策について

### 第1節 計画目標の概要

#### ～名取市第六次長期総合計画と名取市教育振興基本計画～

本市のまちづくりの指針である「名取市第六次長期総合計画」は、基本的な考え（基本理念）を「多様な主体による市民本位のまちづくりを進めます」、「地域の特性と魅力を最大限引き出します」、「時代の変化に対応した持続的な発展を目指します」と定め、これに基づき、名取市の将来像を

#### 愛されるふるさと なとり ～ 共に創る 未来へつなぐ ～

と決めました。

これまで名取市は、「元気」をキーワードに活力あるまちづくりに取り組み、発展を遂げてきました。その過程で、市内には11の公民館があり、それぞれの地区においても「元気」を創造してきました。

教育振興基本計画では、長期総合計画に掲げる基本理念・将来像を踏まえ、計画の最終年度における「目指す姿」を次のように定めます。

#### 《名取市教育振興基本計画の目指す姿》

質の高い学校教育と家庭・地域の教育力の向上が図られ、多様な主体と手を携えながら、次代を担い活躍する「生きる力」を持つ心身ともに健全な子どもたちが育っている。

そして、人々が生涯学習や文化芸術、スポーツ活動に親しみ、伝統文化や歴史文化を大切にしながら、ふるさとを愛する心が育まれており、活力のあるコミュニティが形成されている。

さらに、長期総合計画との関連を重視するため「教育・文化・スポーツの分野目標」の次の7つの施策項目を教育振興基本計画の目標に据えました。

- |             |             |                |
|-------------|-------------|----------------|
| 1 学校教育の充実   | 2 教育環境の整備   | 3 家庭・地域の教育力の向上 |
| 4 生涯学習の推進   | 5 生涯スポーツの振興 | 6 文化芸術活動の推進    |
| 7 文化財の保存・活用 |             |                |

この目標の各項目について、目標を達成するための「29の施策」を設定しました。次のページにその体系を明示します。

※「生きる力」…変化の激しい社会を生きるために必要な「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」のバランスのとれた力を指す。

## 施策の全体体系

### 名取市第六次長期総合計画の将来都市像 愛されるふるさと なとり ～共に創る 未来へつなぐ～

#### 名取市教育振興基本計画の目指す姿

質の高い学校教育と家庭・地域の教育力の向上が図られ、多様な主体と手を携えながら、次代を担い活躍する「生きる力」を持つ心身ともに健全な子どもたちが育っている。

そして、人々が生涯学習や文化芸術、スポーツ活動に親しみ、伝統文化や歴史文化を大切にしながら、ふるさとを愛する心が育まれており、活力のあるコミュニティが形成されている。

#### 目標 1

##### 学校教育の充実

- 1-1 教育活動の充実
- 1-2 時代に応じた教育活動の推進
- 1-3 防災教育の充実
- 1-4 地域特性を生かした教育の推進
- 1-5 特別支援教育の充実
- 1-6 教職員の資質向上

#### 目標 2

##### 教育環境の整備

- 2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実
- 2-2 学校給食の充実
- 2-3 教育相談・指導体制の充実
- 2-4 いじめ対策の強化
- 2-5 通学環境の充実

#### 目標 3

##### 家庭・地域の教育力の向上

- 3-1 家庭教育の充実
- 3-2 地域における多様な体験・交流機会の充実
- 3-3 子どもの社会参加の促進
- 3-4 健全な育成環境づくり
- 3-5 地域ぐるみの学校支援

#### 目標 4

##### 生涯学習の推進

- 4-1 学習情報の提供の充実
- 4-2 学習環境の整備
- 4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立
- 4-4 学びでつながるまちづくり

#### 目標 5

##### 生涯スポーツの振興

- 5-1 スポーツに親しむ機会の充実
- 5-2 スポーツ施設の整備充実
- 5-3 スポーツ団体・クラブの育成

#### 目標 6

##### 文化芸術活動の推進

- 6-1 文化芸術に触れる機会の充実
- 6-2 市民芸術活動への支援
- 6-3 文化会館の活用と充実

#### 目標 7

##### 文化財の保存・活用

- 7-1 文化財の保護・継承
- 7-2 文化財の普及と活用の促進
- 7-3 保存・活用環境の整備充実



## 目標1 学校教育の充実

○学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びにより、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく身につけるための学校教育を推進します。  
 ○地域の特性を生かしつつ、家庭や地域、他分野との連携を図りながら、グローバル化や情報化など社会の変化に対応した特色ある教育を推進します。  
 ○一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばすことができるきめ細かな指導体制の充実と教職員の資質向上に努めます。

〈主要施策〉

〈今後の方針・具体的な取り組み〉

1-1 教育活動の充実	分かる授業づくり、小1プロブレム対応、中1ギャップの解消、体力運動能力の向上、食に関する指導
1-2 時代に応じた教育活動の推進	外国語活動の推進、ICT教育環境の整備、地域に根ざした環境教育の推進
※ 1-3 防災教育の充実 〔東日本大震災の経験を踏まえた防災教育推進事業〕	教育環境整備の着実な実施、「見守隊」の組織化・支援協力、地域との連携強化、防災訓練をととした防災教育の充実、「防災学習日」の設定
※ 1-4 地域特性を生かした教育の推進 〔地域資源を活用した特色ある教育推進事業〕	地域資源の有効活用、名取らしい「特色ある教育」を推進、地域学校協働活動など通じた郷土を愛する心を育む取組
1-5 特別支援教室の充実	就学指導相談活動の充実、インクルーシブ教育の推進
1-6 教職員の資質向上	指導力の向上、業務の見直しと改善、働き方改革の取組

## 目標2 教育環境の整備

○子どもの安全・健康の確保や合理的配慮の提供に資する施設・設備の整備を推進します。また、情報教育・外国語教育等に必要な機材等の計画的な整備を推進します。  
 ○いじめ対策や心のケアなど子どもが抱える不安や悩み、課題等に寄り添う相談体制の充実努めます。  
 ○家庭や地域と連携しながら、通学時の子どもの安全確保のため活動や環境の整備を推進します。

2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実	長期的な施設整備計画の取組、トイレ改修、新たな感染症対策の実施、積極的な情報発信
2-2 学校給食の充実	安全安心な給食の提供、食物アレルギー対応食の充実、地産地消の推進
※ 2-3 教育相談・指導体制の充実 〔子どもの心のケアハウス事業〕	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・関係機関との連携、心のケアに関わる対応を充実
2-4 いじめ対策の強化	「いじめを許さない」指導の充実・推進、初期対応を大事にした取組
2-5 通学環境の充実	通学路危険箇所等の安全確保の取組、遠距離通学の児童生徒に対する支援

### 目標3 家庭・地域の教育力の向上

○家庭教育の向上のために、様々な機会・媒体を通じて、しつけ、食育、生活、学習習慣の定着等について学ぶ機会の充実を図るとともに、孤立しがちな家庭等に対する家庭教育支援を推進します。  
○関係団体や企業、様々な知識・技術を持つ人材等の協力を得ながら、地域における教育・体験活動の充実を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を推進します。

3-1 家庭教育の充実	新入学家庭教育講座の拡充、子育てサポーター養成講座の検討
※ 3-2 地域における多様な体験・交流機会の充実〔住民相互の交流機会拡充事業〕	地域行事（地区民運動会や公民館まつりなど）への参加を促進、魅力ある行事の情報発信
3-3 子どもの社会参加の促進	地域学習活動・わんぱく交歓研修会の取組、公民館活動を通じた社会参加の促進、ジュニアリーダーの育成
3-4 健全な育成環境づくり	インターネット・リテラシーの啓発、街頭巡回活動・環境浄化活動の支援、相談窓口の充実
※ 3-5 地域ぐるみの学校支援〔地域学校協働活動事業〕	地域と学校がパートナーとして連携・協働の構築

### 目標4 生涯学習の推進

○生涯にわたって主体的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進を図ります。  
○学習成果を発表する場の充実や学習で得た知識・技術を地域に還元する場の創出に努めます。

4-1 学習情報の提供の充実	市民大学講座、生涯学習自主企画講座、マナビイ宅配便等の充実とPR、「世代にあった方法」による学習提供
4-2 学習環境の整備	ボランティア団体の育成、公民館の老朽化・狭あい化対応、利用者の利便性を高める取組
4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立	地域課題を地域住民自ら解決できる地域完結型の学習機会の提供、学習の持続可能なサイクルの構築
※ 4-4 学びでつながるまちづくり〔地域と学校、家庭、活動団体との連携事業〕	地域の団体と連携・協力、地域学校協働活動への参加、子どもの成長を支える推進体制の構築

### 目標5 生涯スポーツの振興

○東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツに関心を持ち、始めるためのきっかけづくりや、年齢や体力、意欲に応じた多様なスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。  
○市民が安全・安心してスポーツができるための施設・設備の計画的な整備と指導者の確保に努めます。

5-1 スポーツに親しむ機会の充実	市民総合スポーツ祭・スポーツ教室等の継続・発展、情報発信の工夫、事業支援を通じた取組
5-2 スポーツ施設の整備充実	既存施設の機能維持・改修、学校開放施設の有効活用、ニュースポーツ施設整備の検討
5-3 スポーツ団体・クラブの育成	総合型地域スポーツクラブの質的充実化、関連団体との連携

## 目標6 文化芸術活動の推進

○文化芸術に対する関心を高め、知識の普及に努めるとともに、国内外の優れた文化芸術に触れる機会の創出を図ります。  
○文化芸術活動を行う団体等の活動支援や文化芸術の視野が広がる取り組みを推進し、市民の主体的な活動の活性化を図ります。

### 6-1 文化芸術に触れる機会充実

青少年劇場小公演・宮城県巡回小劇場公演の継続

### ※ 6-2 市民の文化芸術活動への支援 〔文化芸術活動活性化事業〕

地域に根ざした文化芸術活動団体の自主的・主体的な活動を支援、文化芸術作品の「発表の場」の提供

### 6-3 文化会館の活用と充実

長期修繕計画に基づく効率的修繕、施設の特性を活かした文化芸術事業の展開

## 目標7 文化財の保存・活用

○地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取り組みを推進します。  
○歴史民俗資料館を中心に、地域関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動などの文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。  
○地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光など様々な分野での積極的な活用を図ります。

### 7-1 文化財の保護・継承

埋蔵文化財調査、歴史資料の調査・研究・基礎調査への適切な対応、民俗芸能保存団体等への支援

### ※ 7-2 文化財の普及と活用の促進 〔歴史民俗資料館活用事業〕

体験学習等の充実、情報発信、公民館や図書館と連携、利用者の満足度の向上、名取の歴史展(展示会)の取組

### ※ 7-2 文化財の普及と活用の促進 〔文化財におけるボランティア育成事業〕

歴史民俗ボランティアの募集と育成の継続実施

### 7-3 保存・活用環境の整備充実

歴史民俗資料館の充実、名取の特色ある歴史の活用、市民・関係団体との連携体制の構築

## 第2節 教育振興基本計画の体系

### ～計画の目標と基本的な方針・講ずべき方策～

前述したとおり教育振興基本計画は、長期総合計画の7つの施策項目を土台に、国や県の教育振興基本計画の内容、市民意識調査結果と大綱の自己評価、名取市の社会動向を踏まえ定めるものですが、その基本的な構成を次のとおり示します。

- (1) 教育振興基本計画が目指すべき基本目標  
→ 『目標』  
表題（タイトル）とその項目の最終的な「目指す姿（ゴール）」、そして「施策の方向（ターゲット）」から構成する。
- (2) 目標の進捗状況を把握するための指標と目標達成に向けた課題  
→ 『成果指標（インディケータ）』・『目指す姿の達成に向けた課題』  
最終年度の2030（令和12）年度までに目指すべき「数値目標」である。なお、数値の基準値は、2017（平成29）年度とし、中間値は、2024（令和6）年度とする。  
また、実情を踏まえ目指す姿の達成に向けた課題を表す。
- (3) 目標・成果指標を実現するため必要となる施策  
→ 『主要施策』（「施策名」・「施策の内容」）  
目標を達成するための構成要素となる施策や方針などを表す。
- (4) 主要施策を実現するための方向性や具体的な方策  
→ 『今後の方針・取り組み等』  
目標を達成するための具体的な事例や取り組みなどを表す。

長期総合計画では、施策項目ごとに「目指す姿・施策の方向・成果指標・課題」を設定し、主要施策に取り組むことにしています。さらに、重点的に取り組む項目を「リーディングプロジェクト」として教育・文化・スポーツの分野においては**8つの主要施策に9つの事業**を設定しておりますが、教育振興基本計画についても同様の体系で策定します。

## 第3節 教育振興基本計画の計画期間

計画期間は、長期総合計画と同様に2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間とします。

なお、国および県の基本計画に改訂があったときや、社会情勢の変化等に対し柔軟に対応し見直しを図るものとします。さらに、教育振興基本計画の策定後は、これを大綱に代わるものと位置づけます。

#### 《参考》計画期間

名取市教育振興基本計画	11年間	【2020年～2030年】
名取市第六次長期総合計画	11年間	【2020年～2030年】
教育等の振興に関する施策の大綱	6年間	【2015年～2020年】
名取市教育基本方針	毎年更新	→ 各項目は点検評価の対象

#### 【補足】県や国の教育振興基本計画の計画期間

宮城県教育振興基本計画…第2期は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度の10年間の計画。  
ただし、目標を着実に推進していくため、具体的な施策及び事業を示すアクションプラン（2017年度～2020年度の4年間）を策定。  
教育振興基本計画（第3期）…2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の5年間の計画。

## 第4節 目標における成果指標、主要施策、今後の方針・取り組み

この節においては、各目標に係る具体的な成果指標、主要施策、今後の方針・取り組み等を設定します。

### 目標1 学校教育の充実

#### ●目指す姿（ゴール）

子どもたちが自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むことができるよう、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育を推進するとともに、きめ細やかな指導体制の強化が図られています。

#### ◎関連するSDGs 4 質の高い教育をみんなに



#### ●施策の方向（ターゲット）

- 学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びにより、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」を総合的にバランスよく身につけるための学校教育を推進します。
- 地域の特性を生かしつつ、家庭や地域、他分野との連携を図りながら、グローバル化や情報化など社会の変化に対応した特色ある教育を推進します。
- 一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばすことができるきめ細かな指導体制の充実と教職員の資質向上に努めます。

#### ●成果指標（インディケーター）

- 国語・算数の授業内容がよく分かると答えた児童の割合（小学6年）  
基準値 86.9%      中間値 88.6%      目標値 91.2%
- 国語・算数・英語の授業内容がよく分かると答えた生徒の割合（中学3年）  
基準値 73.3%      中間値 74.8%      目標値 77.0%

#### ●目指す姿の達成に向けた課題

- 学習指導要領が全面改訂（※1）されており、その趣旨・内容を踏まえた教育を推進していく必要があります。
- 学校教育で子どもたちに身につけてほしいこととして「社会生活に必要な知識やマナー・ルールなどの社会規範」や「他者に対する思いやり」を挙げる市民の割合が高くなっており、家庭、地域との連携・協力のもと、取組に力を入れていく必要があります。
- 学校教職員にかかる負担の増大が社会問題化してきており、資質向上と併せ、教師が子どもに向き合うことができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 〔市民意識調査結果〕「学校からの情報発信」という視点の取り組みを進めます。

（※1）学習指導要領は、小学校は2020（令和2）年度、中学校は2021（令和3）年度に全面実施される。「何を学ぶか」として、小学校の外国語教育の教科化など教科等の内容・目標が示され、「どのように学ぶか」として、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善等が示されている。また、「何ができるようになるか」として、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を、育成すべき資質・能力の三つの柱として挙げている。



## 《主要施策》

### 1-1 教育活動の充実

- 児童生徒の実態に応じた指導体制や指導方法など工夫改善を図り、確かな学力の向上に努めます。
- 道徳教育・情操教育の充実を図り、規範意識や命を大切にする心・思いやりの心の育成に努めます。
- 体育・健康教育の充実や学校給食を中心とした食育の推進などにより、健やかな体の育成に努めます。
- 小中一貫教育と小中連携事業を推進し、義務教育 9 年間を見通した系統性・連続性のある教育活動を図ります。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・児童生徒の主体的に学ぶ意欲と学んだことを活用する力の育成や学力の土台となる基本的生活習慣の確立、「分かる授業づくり」に取り組みます。また、優れた才能や個性を伸ばす教育や、学力・学習状況調査の一層の活用を行います。
- ・「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考え、議論する道徳」へ転換を図り、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- ・「小1 プロブレム」へ対応するためにも、幼小の連携を充実させます。幼児教育との連携の充実を図り、発達や学びの連続性を踏まえた小学校との円滑な接続を目指します。また、義務教育 9 年間を見通した教育活動を意識した取組を進めていきます。小学校 6 年生の中学校見学、部活動体験等を実施し、「中1 ギャップ」の解消を目指します。
- ・家庭・地域の関係機関と連携し、学校保健と保健教育の充実を図ります。また、成長の段階に応じて楽しく運動できる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進します。学校体育の充実や運動部活動の体制整備を図り体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・健全な食生活と心身の健康増進及び食材の理解と食文化の継承を通じた豊かな人間形成を目指し、給食センター見学、バイキング給食等による食育を実施していきます。さらに、栄養教諭・学校栄養職員が市内全学校を訪問し、学校と協力して「食に関する指導」を実施していきます。今後は、生産者との交流や関係機関とも連携し、総合的な食育を推進します。

### 1-2 時代に応じた教育の推進

- 国際理解教育や情報教育、環境教育など社会の変化に対応した教育の充実に努めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善（※2）を行うことで、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善を推進します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・小学校段階からの外国語活動を推進するとともに、外国語教育の更なる改善充実を図り学習指導要領の着実な実施促進を図ります。教材、指導資料の改善充実、外国語指導助手（ALT）の増員など学校指導体制の充実に取り組みます。
- ・小・中学校、義務教育学校における ICT 教育環境の整備を計画的に促進するとともに、情報モラル教育を含む情報教育の充実を図ります。
- ・持続可能な社会の担い手育成のため、小・中学校、義務教育学校において学習指導要領に基づき環境教育を進めます。さらに豊かな自然を生かした体験活動を通じて、人間と環境との関わりについて理解を深め生命を尊重し、自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。



### 1-3 防災教育の充実（リーディングプロジェクト①）

- 東日本大震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、災害に対する正しい知識の習得と、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力を育成します。〔東日本大震災の経験を踏まえた防災教育推進事業〕
- 地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取り組み、災害から自らの命を守る教育に加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、地域に根ざした安全教育に取り組みます。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・防災教育の推進については、備蓄倉庫など災害対策における教育環境整備を着実に実施し、個別計画やマニュアルに則し、適切な対策対応を行っていきます。また、各学校で災害のみならず交通安全防犯対策を含めた「見守隊」を組織し、支援協力を得ています。さらなる地域との連携強化を図ります。
- ・学校、家庭、地域との連携をさらに深め、地域防災訓練への関わりを積極的に図り、地域の実態に応じた防災訓練をととして防災教育の充実を進めます。
- ・毎月11日の月命日を「防災学習日」として設定し、指導計画に基づいた防災教育を推進することで各学校の防災教育を自校化し、自然災害種別に応じた避難訓練等を実施しました。今後も防災意識と防災対応能力を育成に力点をおき、さらなる充実に努めます。



▲地域の防災訓練に参加する生徒

### 1-4 地域特性を生かした教育の推進（リーディングプロジェクト②）

- 本市の自然や歴史、産業、高等専門学校、大学などの資源を生かした「特色のある教育」を推進します。〔地域資源を活用した特色ある教育推進事業〕
- 文化・芸術やスポーツの分野におけるトップランナーや各業界の専門家に講師を依頼し、講演会や体験教室を実施します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・私たちのまちには豊かな自然があり、高速道路や仙台空港を中心とした輸送インフラが充実しています。また、肥沃な耕土を生かした農業、閑上漁港を核とした水産業、様々な商業施設など多彩な産業構造を有しています。さらには私立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、大学などの教育機関が存在しています。これらの資源を有効に活用することで名取らしい「特色ある教育」を進めていきます。
- ・地域の特性を活かし、地域とともにある学校づくり、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）導入の検討を行います。
- ・名取らしさのある地域学校協働活動を推進します。
- ・地方創生事業として令和元年度から実施している「夢サポート事業」については、継続的に実施できるよう努めるとともに、対象者の満足度の向上を図ります。

（※2）「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことも、学校教育における教員の意図性を否定することでもない。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。（中教審答申）

### 1-5 特別支援教育の充実

- 学校・家庭・関係機関などの連携をより深め、障がいのある児童・生徒一人ひとりの実態に応じた組織的かつ計画的な指導に努めるとともに、インクルーシブ教育を推進します。
- 通常学級に在籍する発達障がい等の児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- 障がいがあっても平等に教育を受けることができるよう、障がいの状況に応じた合理的配慮を行います。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・就学指導相談活動を充実させ、児童生徒の自立と社会参加に資する教育活動の充実が図れるようにします。特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育の支援体制の整備、各学校、関係機関との連携の充実を図ります。
- ・名取支援学校名取が丘校との連携を図りながら、市内の小・中・義務教育学校におけるインクルーシブ教育を推進します。

### 1-6 教職員の資質向上

- 人間性や課題解決能力など、教育の専門職にふさわしい教養や力量を備えることができる主体的な研修の推進と研修機会の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 学校における働き方改革を推進し、教職員の人間性や創造性を高め児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことに努めます。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・多様な学校課題を抱えている中で、校内研究の時間を確保することが難しくなっています。授業改善へ向けた取組を充実させる中で、指導力の向上を図ることが重要であるという観点から資質向上に努めます。  
(※参考：宮城県第2期教育振興基本計画 教員の資質能力の総合的な向上)
- ・教職員の在校時間の客観的な把握に努めるとともに、業務の見直し及び改善を図り、働き方改革を推進します。

#### 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市心身障害児就学指導委員会条例（令和3年4月から名取市就学支援委員会条例）



▲令和元年度市内中学2年生（義務教育学校8年生）を対象に実施「夢サポート事業」

## 目標2 教育環境の整備

### ●目指す姿（ゴール）

特色ある教育活動に必要な施設や設備が充実しています。子どもたちが学校で安全に安心して過ごすことができる教育相談体制が強化され、家庭や地域と連携した見守り活動の充実が図られています。

### ◎関連するSDGs

4 質の高い教育をみんなに



16 平和と公正をすべての人に



### ●施策の方向（ターゲット）

- 子どもの安全・健康の確保や合理的配慮の提供に資する施設・設備の整備を推進します。また、情報教育・外国語教育等に必要な機材等の計画的な整備を推進します。
- いじめ対策や心のケアなど子どもが抱える不安や悩み、課題等に寄り添う相談体制の充実に努めます。
- 家庭や地域と連携しながら、通学時の子どもの安全確保のため活動や環境の整備を推進します。

### ●成果指標（インディケーター）

- 校舎等大規模改造実施学校（学校数）

基準値 7校

中間値 10校

目標値 14校

- 学校教育環境の充実に関する市民の満足度（割合）

基準値 27.4%

中間値 28.7%

目標値 30.0%（市民意識調査結果）

### ●目指す姿の達成に向けた課題

- 近年、通学時を含めた学校での重大な事件・事故やいじめの発生を受け、子どもの安全・安心な学校生活に対する関心・ニーズが高まっています。さらには、新たな感染症への対策が求められるなど、子どもたちが過ごす学校が安全で安心して過ごすことができる環境づくりが必要となっております。
- 地域と連携した学校運営で重要なこととして「地域の協力を得ながら子どもたちの安全を見守ること」が最も高くなっており、家庭や地域との連携・協力のもとに取り組んでいく必要があります。
- 〔市民意識調査結果〕「学校の施設や設備の状況」の満足度が低いという視点。さらに「児童が多くて校庭が狭い」、「トイレが和式で利用しづらい」などの意見が出されています。
- 〔市民意識調査結果〕満足度の低い「学校からの情報発信」の向上の取り組みを進めます。



▲すべての普通教室に空調設備を設置



▲校舎大規模改修事業



## 《主要施策》

### 2-1 学校施設・設備、衛生管理体制の充実

- 良好な学習環境を確保するため、学校施設の長寿命化に努めます。
- 情報教育の推進に向けた教育用 ICT 機器の整備拡充を検討します。
- 学校の衛生管理の観点から、感染症防止対策に努め、適切な教育環境を整備します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・学校の施設設備については、長期計画を立てながら施設設備の充実について検討し、安全安心な学校施設を整えていきます。特に、老朽化が進んでいる学校等は、大規模改修を含め検討し、計画的に進めます。また、児童生徒の増加を想定した校舎・校庭の対応や適切な施設規模の検討を行います。
- ・環境整備の改善としてエアコンを設置してきましたが 2019（令和元）年 6 月までに完了しました。今後は「学級数の増」等に対応し、設置します。教育用 ICT 機器の整備拡充、トイレの改修は、喫緊の課題として計画的に進めます。
- ・新たな感染症対策においては、国や県、周辺自治体・関係機関と連携を図り、情報収集に努め、最新の知見に基づいた対策を迅速に実施します。さらに、学校衛生管理の観点から児童生徒はもとより、教職員、保護者を含めたまん延防止に向けた取り組みを行います。
- ・学校における Web サイトの充実を図り、学校経営方針や活動計画、特色ある学校活動、児童生徒の活動状況などについて積極的かつ定期的に情報発信を行います。

### 2-2 学校給食の充実

- 学校給食において衛生管理体制を徹底し安全安心な給食の提供に努めるとともに、食物アレルギー対応食を導入し、子どもたちが給食を楽しめる環境を整備します。
- 給食食材に地場産品を積極的に取り入れ、地産地消の推進と新鮮な食材を使った学校給食を提供します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

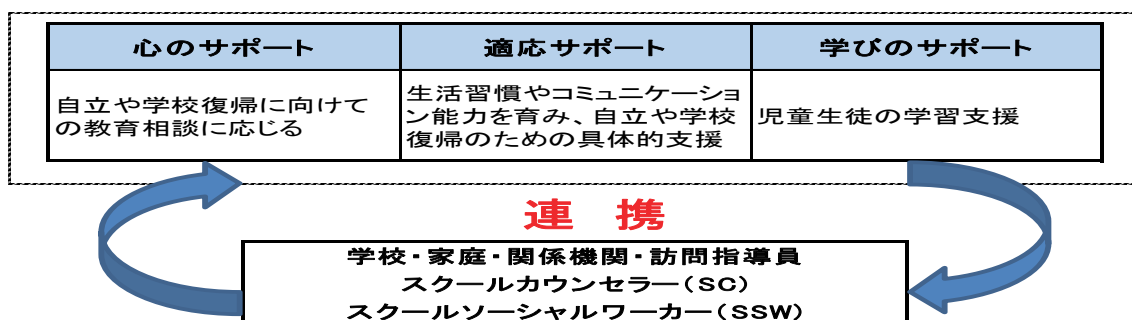
- ・保護者と面談を行い、安全・安心なアレルギー対応食の確実な提供に努めます。
- ・給食食材への地場産品の使用について意を用いて取り組み、地産地消の推進を図ります。

### 2-3 教育相談・指導体制の充実 （リーディングプロジェクト③）

- 教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、児童生徒相互及び教師とのふれあいを大切にしたい人間関係の育成に向けた取り組みを推進します。
- 訪問指導員による不登校児童生徒への訪問指導やスクールカウンセラーの配置拡充、スクールソーシャルワーカーの活用等により、不登校傾向にある児童生徒の心のケアと保護者への助言を行うことができる環境づくりにつとめます。
- 不登校児童生徒の学校復帰や自立に向けた支援を、関係機関と連携しながら推進します。

#### 〔子どもの心のケアハウス事業〕

#### 【子どもの心のケアハウス はなもも教室〔3つの支援〕】



### 【今後の方針・取り組み等】

- ・各学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図り、被災児童生徒への対応を含め心のケアの取組を充実させて進めていきます。さらに、被災校等へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、相談機会を増やしていきます。
- ・令和元年度に「名取市子どもの心のケアハウス〔はなもも教室〕」を設置しました。学校復帰、自立支援を促す、心の居場所づくりを目指していきます。
- ・子どもの心のケアの推進については、カウンセリングマインドによる教育相談活動を進め、心のケアに関わる対応を充実させています。教育相談活動を関係機関と連携して実施し、児童生徒の心のケアに当たっていきます。

## 2-4 いじめ対策の強化

- いじめを許さない環境づくりに努めるとともに、発生した場合に迅速で誠実に対応できるような体制を確立します。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・教職員が共通理解を図りながら、教育活動全体を通して「いじめを許さない」指導の充実を推進していきます。
- ・市生徒指導問題対策委員会、いじめ防止対策調査委員会等との連携を図り、初期対応を大事にした取組の充実を図っていきます。

## 2-5 通学環境の充実

- 地域や関係機関と連携し、通学路の交通安全確保に向けた継続的な取り組みを行います。
- 遠距離通学となる児童生徒の通学支援のためスクールバス送迎や助成等に取り組めます。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・通学路の危険箇所等の点検を定期的に行い、児童生徒の安全確保に努めます。さらに、見守り隊との連携を図っていくために、学校での顔合わせ会等を実施していきます。
- ・遠距離通学となる児童生徒の通学支援に継続して取り組みます。



▲児童生徒通学送迎事業（愛島小学校）

### 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市公共施設等総合管理計画【2017年度～2026年度】
- ・名取市学校施設長寿命化計画
- ・名取市立学校通学区域調査委員会条例
- ・名取市学校給食センター設置条例
- ・名取市学校給食運営審議会条例
- ・名取市学校給食の運営に関する規則
- ・名取市学校給食費補助金交付要綱
- ・名取市子どもの心のケアハウス設置要綱
- ・名取市立学校遠距離通学費補助金交付要綱
- ・名取市通学路安全対策推進会議設置要綱
- ・名取市通学路交通安全プログラム
- ・いじめ防止基本方針（平成31年3月改訂）

## 目標3 家庭・地域の教育力の向上

### ●目指す姿（ゴール）

すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上が図られています。地域が持つ教育資源との連携と協力のもと、様々な体験や学習の機会の充実が図られています。

### ◎関連するSDGs

4 質の高い教育をみんなに



17 パートナーシップで目標を達成しよう



### ●施策の方向（ターゲット）

- 家庭教育の向上のために、様々な機会・媒体を通じて、しつけ、食育、生活、学習習慣の定着等について学ぶ機会の充実を図るとともに、孤立しがちな家庭等に対する家庭教育支援を推進します。
- 関係団体や企業、様々な知識・技術を持つ人材等の協力を得ながら、地域における教育・体験活動の充実を図るとともに、子どもたちの積極的な参加を推進します。

### ●成果指標（インディケーター）

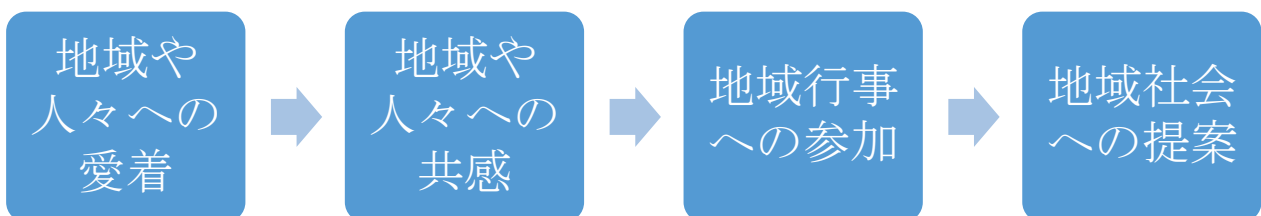
- 地域学校協働活動への参加者数（人）

基準値 ー（設定時未実施）      中間値 1,500人      目標値 2,250人

### ●目指す姿の達成に向けた課題

- 核家族化や共働きの世帯の増加、近隣関係の希薄化等を背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、教育力を向上させるための取り組みが必要になっています。
- 家庭教育支援の担い手や地域活動を支える人材の確保が課題となっています。また、各種講座や活動等への積極的な参加を促すためにも、参加しやすい開催等と合わせて、家庭教育、地域教育の重要性の啓発を図っていく必要があります。
- 〔市民意識調査結果〕公民館や各小学校区単位で行われる地区行事（地区民体育大会、公民館まつり）の充実とその活性化を目指すという視点の取り組みを進めます。

## 【家庭・地域の教育力向上 社会参画のイメージ図】





## 《主要施策》

### 3-1 家庭教育の充実

- 小学校、中学校、義務教育学校など多くの保護者が集まる機会を捉えて家庭教育講座等を実施し、学習機会の拡充や家庭教育に関する情報提供の充実を図ります
- 家庭教育を支援するため、「家庭教育支援チーム」の充実を図ります。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・小学校、中学校などで開催している新入学家庭教育講座は、これからも継続拡充し、取り組んでいきます。
- ・家庭教育支援チーム員は減少傾向にあります。魅力ある子育てサポーター養成講座のあり方について積極的に検討していきます。

### 3-2 地域における多様な体験・交流機会の充実 (リーディングプロジェクト④)

- 地域に伝えられているお祭りや伝統行事の活性化を図るとともに、幼児から高齢者までの世代をこえた住民相互の交流機会を拡充します。
- スポーツ、文化活動指導者の確保に努め、その技能や知識を生かした教育活動を促進します。  
〔住民相互の交流機会拡充事業〕

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・公民館事業や公民館を活用した地域団体やPTAの事業において「マナビィ宅配便」や「出前講座」などを活用し、住民相互の交流活動の機会を拡充します。特に、体力づくりやレクリエーションゲーム、地域の伝承芸能や祭りなどへの支援を行い、交流を創出します。
- ・地域の祭りや伝統行事、学校行事などの活性化については、新しく転入してきた住民や、地域の子どもたちと大人たちが世代を超えて一緒に参加できる地域行事（地区民運動会や公民館まつりなど）への参加を促し、魅力ある行事として情報発信していきます。

### 3-3 子どもの社会参加の促進

- 地域や関係機関と連携して、子ども対象の行事などの情報を積極的に周知し、子どもの社会参加を促進します。
- 子どもの社会参加を援助する青少年指導者の養成を支援し、社会参加しやすい環境づくりを推進します。
- 関係団体等の活動を通じ、世代間交流やボランティア活動への参加促進に取り組みます。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・子どもの社会参加の促進策については、地域の素材や人的環境を生かした学習とも関わらせながら、地域での学習活動に積極的に取り組みます。
- ・上山市との交流事業「わんぱく交歓研修会」は、社会参加意識の高揚のための活動として中心的な役割を果たしていることから、継続的に拡充し、将来的には従前の「海の子山の子交歓会」の復活を目指します。
- ・各公民館は、地域の子どもたちが長期間の休みなどを利用し、気軽に参加できる学習（行事）機会を提供します。特に、公民館の一部行事は、住民が実行委員会を組織し、企画運営を行うことにより主体的に取り組むことができているので、このような事業運営をこれからも継続化して取り組むとともに、参加人数の拡大を含め社会参加の促進を図ります。
- ・青少年が地域社会に積極的に参画できるよう、ジュニア・リーダー初級研修会の育成機会を設けていきます。

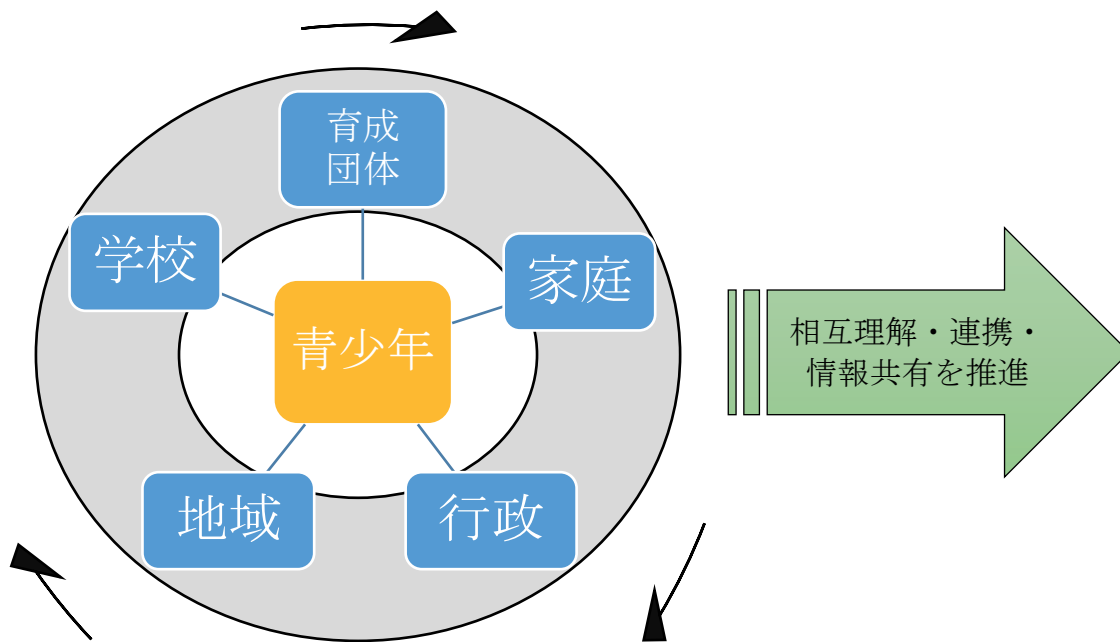
### 3-4 健全な育成環境づくり

- 地域ぐるみで子どもを見守り、育てる意識を醸成し、子どもの健全育成環境の充実を図ります。
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や街頭巡回指導を通じ、青少年の健全な育成環境づくりに努めます。
- 各地区の青少年健全育成関係団体の活動を支援し、健全な育成環境づくりを図ります。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・児童ポルノの問題や誹謗中傷につながるようなインターネット、SNSトラブル等から青少年を守るため保護者を含めインターネット・リテラシーの必要性について啓発していきます。
- ・青少年健全育成団体や地域との連携を図りながら、青少年を取り巻く環境を浄化し、健やかな青少年の育成を推進するための街頭巡回活動や環境浄化活動に対しての支援に継続的に取り組んでいきます。
- ・青少年の悩みを解決していく様々な相談窓口の充実を図り、悩みや不安などを気軽に相談できる体制整備と関係機関との連携による早期支援体制の構築に努めます。
- ・公共施設等での放課後学習や体験学習の実施について検討します。

#### 【青少年健全育成環境づくり イメージ図】



### 3-5 地域ぐるみの学校支援（リーディングプロジェクト⑤）

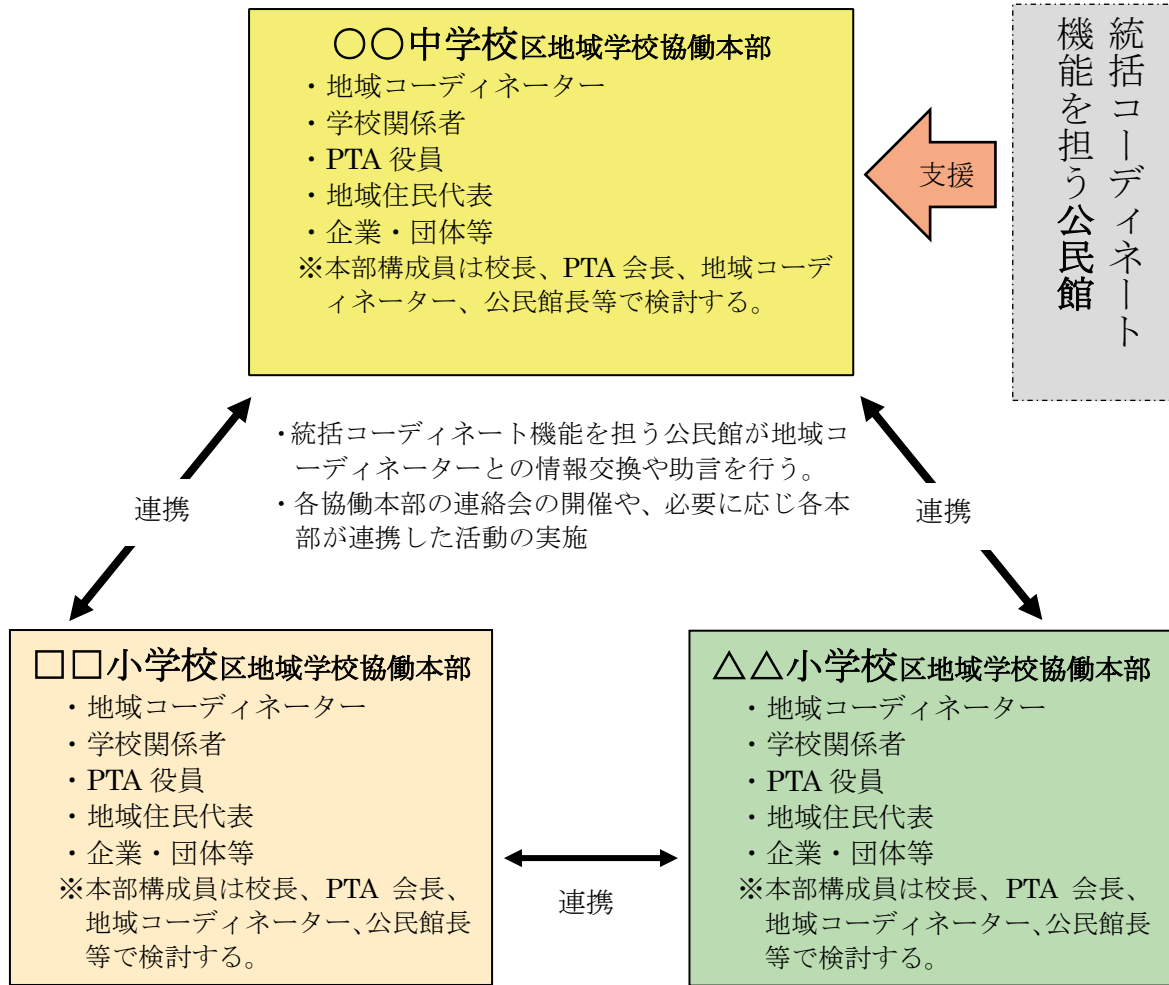
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。〔地域学校協働活動事業〕

#### 【今後の方針・取り組み等】

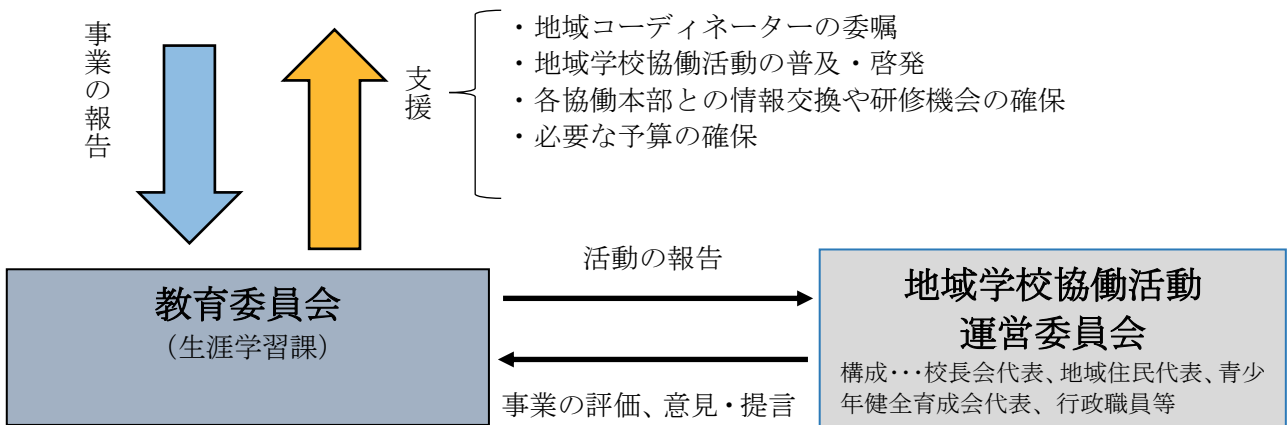
- ・地域学校協働活動は、2017（平成29）年度から事業内容・推進体制などを検討し、2019（令和元）年度にモデル事業として5学校1公民館で実施してきました。2021（令和3）年度から全地区で取り組めるよう問題点などを検証するとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、より良い体制を構築していきます。

【地域学校協働活動のモデル図】

【中学校区の例】



※各小学校区地域学校協働本部に、当該地域の公民館が情報提供や助言、活動の場の提供等の支援を行う。



## 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市生涯学習振興計画（令和2年3月策定）【2020年度～2030年度】
- ・名取市青少年問題協議会条例
- ・名取市青少年相談員及び名取市街頭巡回青少年指導員の設置に関する要綱
- ・名取市生涯学習推進本部設置要綱
- ・名取市地域学校協働活動運営委員会設置要綱

## 目標4 生涯学習の推進

### ●目指す姿（ゴール）

市民の興味や関心、学習意欲に応じ、生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりが整っています。学習で得た知識や技術等を生かし、地域社会に還元する仕組みの構築・活用が図られています。

### ◎関連するSDGs

4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



### ●施策の方向（ターゲット）

- 生涯にわたって主体的な学習活動を支援するため、市民ニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、生涯学習活動拠点の整備・充実と利用促進を図ります。
- 学習成果を発表する場の充実や学習で得た知識・技術を地域に還元する場の創出に努めます。

### ●結果指標（インディケーター）

- 市民一人当たりの貸出冊数（冊：個人貸出冊数/人口）  
基準値 4 冊                      中間値 5.8 冊                      目標値 6 冊
- マナビィ講師等派遣数（回）（実績値）  
基準値 156 回                      中間値 200 回                      目標値 250 回
- 生涯学習経験者の割合（生涯学習振興計画における市民意識調査結果）  
基準値 64.5%                      中間値 67.0%                      目標値 70.0%

### ●目指す姿の達成に向けた課題

- 民間事業者等による各種学習サービスも増えてきており、行政が推進する生涯学習の意義・役割を踏まえた学習内容や学習活動を通じた交流・生きがいの創出、学習後の主体的な活動等につなげていく必要があります。
- 地域での居場所や活躍の場を創出していくための仕掛けづくりが必要です。
- 〔市民意識調査結果〕公民館が生涯学習の中心的な施設であるという視点の取り組みを進めます。

## 《主要施策》

### 4-1 学習情報の提供の充実

- 大学や高等学校、市民活動団体などの学習機会提供機関とのネットワーク化に努め、学習情報の一元化を促進します。
- 様々な分野の学習情報を収集整理し、多様な媒体を活用しながら、学習情報の提供に努めます。
- 学習についての内容や成果などの情報を提供し、生涯学習の普及・啓発に努めます。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・生涯学習情報を収集整理し、多様な媒体を活用しながら「各世代にあった方法」により周知する学習情報の提供方法を検討し、生涯学習を推進していきます。
- ・公民館を拠点として実施している市民活動や公民館事業の情報発信については、広報紙や Web サイト、SNS などを利用し行います。公民館は、情報提供、学習相談、学習支援などを行うほか、地域課題の掘り起こしや自発的な市民の活動等の学習情報を積極的に利用者等に提供します。
- ・現在取り組んでいる市民大学講座、生涯学習自主企画講座、出前講座(市職員派遣)、マナビイ宅配信(市民講師派遣)については、もっと市民に利用され、親しまれる事業として充実を図るよう PR に努めます。子ども読書活動推進事業については、図書館事業として継続して取り組みます。
- ・公民館職員が研修を通じて、基本的な管理運営、学習プログラムの策定、地域課題への取り組み、ファシリテーター技術の習得など職員のスキルアップを図ります。また、公民館の行事情報や学習情報の一元化を職員自らが図り、生涯学習の普及・啓発に努めます。

#### 4-2 学習環境の整備

- 図書館を中心に学校や公民館、ボランティア団体と連携しながら市民が読書活動に取り組む環境づくりに努めます。
- 老朽化対策や手狭となった公民館の改修等を計画的に推進します。
- 教育機関と図書館との相互利用の充実や連携に努めるとともに、図書館を利用した学習環境の向上を図ります。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・図書館については、図書館利用者を増やすために、PR 方法を工夫し、こまめな情報発信に努めます。また、図書館と各公民館の連携事業として全公民館巡回を行い、各地区の図書サービスの向上を図るとともに、ボランティア団体の育成に努めます。
- ・保健センターや高齢者サロンで図書活動を行うことにより、学生などの若い世代だけでなく、あらゆる世代に対して読書支援を行います。
- ・公民館の改修・修繕については、施設の緊急性、建設年度等に配慮し、今後も計画的に進めていきます。
- ・尚絅学院大学図書館との相互協力をはじめ、学校図書館支援センターの運営による学校図書館との連携、小・中学校図書館の蔵書情報を共有するなど、利用者の利便性を高める図書館サービスの充実と読書活動の活発化を図ります。

#### 4-3 学びの成果を生かす仕組みの確立

- 学習成果を発表する機会の充実を図るとともに、身に付けた知識や技能が活用される仕組みの充実を図ります。
- 地域学校協働活動やマナビイ講師派遣事業等、市民が学習した成果を発表する場の提供を支援します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・学習成果の発表機会は、公民館で開催する「公民館まつり」などを成果発表の場として検討・充実を図っていきます。
- ・それぞれの地域課題を地域住民自らが解決していけるよう学習機会を設けることで、個人、団体の自発的・主体的な行動につなげ、そして身に付けた知識や技能が地域に活用される仕組みづくりを行います。また、このような取り組みを広く周知することで、講師派遣事業などで学びの成果が生かされるよう支援していきます。
- ・地域で活動する人や団体がスキルアップを通じて学びの成果を生かし次の世代に学びを伝える持続可能なサイクルを構築していきます。



#### 4-4 学びでつながるまちづくり (リーディングプロジェクト⑥)

- 学びを通しての仲間づくりや多種多様な活動団体間の交流につなげるためのコーディネート機能の充実を図ります。
- 地域と学校、家庭、活動団体との連携を図り、子どもの成長を支え合う推進体制の充実に努めます。〔**地域と学校、家庭、活動団体との連携事業**〕

##### 【今後の方針・取り組み等】

- ・各公民館において、それぞれ地域の団体と連携・協力し、関連する活動団体間の交流活動を深め活発化を図ります。生涯学習の拠点的位置づけである公民館は、地域の市民活動と学びのつながりを促進するため、公民館職員自らがコーディネート機能を十分発揮できるよう、取り組んでいきます。
- ・地域学校協働活動への参加や市民活動団体の事業など情報を広く市民に発信し、参加者の増加を図りながら、子どもの成長を支える推進体制の構築に取り組んでいきます。



みどり台中：夏祭りのお手伝い



不二が丘小：おそうじボランティア



那智が丘小：おはなし会



下増田小：ミシンボランティア



愛島小：昔遊び



二中：仕事博覧会

#### ▲令和元年度地域学校協働活動

##### 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市生涯学習振興計画【2020年度～2030年度】
- ・名取市公共施設等総合管理計画【2017年度～2026年度】
- ・名取市図書館条例
- ・名取市子ども読書活動推進計画
- ・名取市公民館条例
- ・名取市公民館の将来像（平成30年3月作成）



## 目標5 生涯スポーツの振興

### ●目指す姿（ゴール）

一人ひとりの体力や意欲に応じ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツの活動機会が充実され、安全・安心に楽しむことができる環境づくりが整っています。

### ◎関連するSDGs 3 すべての人に健康と福祉を



### ●施策の方向（ターゲット）

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツに関心を持ち、始めるためのきっかけづくりや、年齢や体力、意欲に応じた多様なスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります。
- 市民が安全・安心してスポーツができるための施設・設備の計画的な整備と指導者の確保に努めます。

### ●成果指標（インディケータ）

- 社会体育事業の対象者及び参加者数  
基準値 9,414 人      中間値 11,000 人      目標値 12,000 人
- 体育施設使用者数  
基準値 416,557 人      中間値 440,000 人      目標値 455,000 人
- スポーツ環境の充実に関する市民の満足度  
基準値 15.3%      中間値 20.0%      目標値 22.0%（市民意識調査結果）
- NPO 法人名取市体育協会の加盟者数  
基準値 5,072 人      中間値 5,600 人      目標値 6,100 人

### ●目指す姿の達成に向けた課題

- スポーツ活動を全くしていない市民が5割以上となっており、スポーツに親しむきっかけづくりと継続して取り組むことができる環境整備を進めていく必要があります。
- 市内スポーツ施設の中には老朽化してきている施設もあり、計画的な整備を推進し、機能維持と利用者の安全確保を図っていく必要があります。

## 《主要施策》

### 5-1 スポーツに親しむ機会の充実

- すべての市民がスポーツに親しめるきっかけとなるよう、市民総合スポーツ祭や各種スポーツ教室の開催、自主事業（大会含む）の充実を図ります。
- 幅広い年齢層でも気軽に楽しみ、コミュニケーションづくりにも利用できるニュースポーツの普及に努めます。
- 市民がスポーツに興味や関心を持ち、また、更なる意欲が高まるよう、大会・イベント情報などを収集し、市民への提供を推進します。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・市民総合スポーツ祭や20種目のスポーツ教室等の開催について継続・発展を図り、市民総参加のスポーツ活動の振興に積極的に取り組みます。今後も市民総合スポーツ祭や各種教室等に

より、スポーツに親しみやすい環境を提供し、スポーツ参加人口増加を目指します。

- ・出前講座やスポーツ大会においてニュースポーツの普及活動を実施し、幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツの普及に努めます。
- ・市のホームページや広報なとり、「体協だより」でのスポーツ情報の提供・発信について、「NPO 法人名取市体育協会」と連携し、発信内容を工夫、研究しながら実施していきます。また、市民へ情報を提供し、理解を得て参加の機会を増やせるよう、他市の導入している施策の情報を収集・研究し、スポーツの振興を図っていきます。
- ・公民館事業の一部として実施している地区民体育大会、球技大会、歩け歩け大会など既存の地域スポーツ事業に対して必要な支援を行い、参加者の増加に努めます。

## 5-2 スポーツ施設の整備充実

- 屋内・屋外体育施設の整備充実を図り、市民にとって利用しやすい施設環境の維持に努めます。
- 市内体育施設利用者の増加に対応し、学校施設の開放により、市民にスポーツをする機会を提供するため、学校体育施設の維持に努めます。
- 老朽化した既存体育施設を長く大切に利用できるよう、施設の状況や利用者のニーズを把握し、改修、修繕に努めます。
- 運動量が適度で、子どもから高齢者を対象に気軽に楽しめるニュースポーツ施設の整備を図ります。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・いままで体育施設の整備・改修等を適宜実施し、スポーツ環境の整備充実を図ってきました。今後も施設の機能維持・改修をすることで更なる利用者増を目指します。
- ・学校開放施設整備においては、学校開放施設の機能維持に努め、必要に応じ修繕等を行い、継続して有効活用を図ります。
- ・ニュースポーツ施設整備は、今後どのような施設が必要であるか検討していきます。

## 5-3 スポーツ団体・クラブの育成

- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援に努めます。
- スポーツ振興の中心的役割を担う NPO 法人名取市体育協会の育成強化に努めます。
- スポーツ団体・クラブと民間スポーツクラブとの連携を推進し、多様化するニーズに即した事業展開を促します。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・総合型地域スポーツクラブ創設については、クラブ創設から質的充実への移行期となってきており、必要な支援や助成制度の情報提供、設立団体の継続的調査を継続していきます。
- ・NPO 法人名取市体育協会は、独自のスポーツ行事等を開催し、スポーツの振興・普及を図っています。今後もスポーツの振興普及のため継続して NPO 法人名取市体育協会と連携していきます。
- ・民間スポーツクラブと連携し、スポーツ教室及びイベントの開催に継続して取り組みます。

### 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市公共施設等総合管理計画【2017 年度～2026 年度】
- ・名取市スポーツ推進審議会条例
- ・名取市民体育館条例
- ・名取市屋内体育館施設条例

## 目標 6 文化芸術活動の推進

### ●目指す姿（ゴール）

市民が多くの良質な文化芸術に触れています。一人ひとりが持つ個性や感性を生かし、磨きながら多様な文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりが整っています。

### ◎関連するSDGs 4 質の高い教育をみんなに



### ●施策の方向（ターゲット）

- 文化芸術に対する関心を高め、知識の普及に努めるとともに、国内外の優れた文化芸術に触れる機会の創出を図ります。
- 文化芸術活動を行う団体等の活動支援や文化芸術の視野が広がる取り組みを推進し、市民の主体的な活動の活性化を図ります。

### ●成果指標（インディケーター）

- 文化協会加入団体数  
基準値 35 団体      中間値 40 団体      目標値 45 団体
- 文化会館自主事業入場者数  
基準値 29,850 人      中間値 30,000 人      目標値 31,000 人
- 文化環境の充実に関する市民の満足度  
基準値 18.8%      中間値 20.0%      目標値 21.0%（市民意識調査結果）

### ●目指す姿の達成に向けた課題

- 文化芸術活動を全くしていない市民が7割以上と高く、特に20代から40代の若い世代で割合が高いことから、若い世代・青年の文化芸術に対する関心を高めつつ、気軽に活動に参加できる環境づくりが必要です。
- 文化会館の開館から22年経過し、施設・設備の計画的な修繕を推進していく必要があります。

## 《主要施策》

### 6-1 文化芸術に触れる機会の充実

- 市民に国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、次代を担う子どもたちが文化芸術に身近に触れる機会の充実を図ります。
- 文化芸術に関する情報提供の充実に努めます。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・青少年劇場小公演、宮城県巡回小劇場公演を継続して活用し、文化芸術に身近に触れる機会の充実と優れた文化芸術の鑑賞機会を提供していきます。
- ・情報提供については、広報紙や市のWebサイトで文化芸術に関する情報発信を行っていきます。

### 6-2 市民の文化芸術活動への支援（リーディングプロジェクト⑦）

- 市民が参加（参画）する市民参画型文化芸術活動を支援します。
- 地域に根ざした文化芸術活動の一層の活性化と文化芸術の裾野が広がる取り組みを推進します。〔文化芸術活動活性化事業〕

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・名取市文化協会への助成を通じ、今後も地域に根ざした文化芸術活動団体の自主的かつ主体的な活動と交流を支援していきます。また、文化会館展示ギャラリー活用事業を進め、文化芸術作品の「発表の場」を継続して提供していきます。

#### 6-3 文化会館の活用と充実

- 文化芸術振興の拠点として、また市民の憩いの場として、だれもが安心して文化芸術活動に取り組めるよう、安全に配慮した管理運営に努めます。
- 市民が本物の文化芸術に触れられるよう、多様な事業の展開を促進します。

#### 【今後の方針・取り組み等】

- ・2013（平成25）年度に策定した文化会館長期修繕計画〔2016（平成28）年度から2030（令和12）年度の15年間〕に基づき修繕を実施しています。これからも安全で安定した会館運営ができるよう、施設の保守点検に務め、効率的に修繕を行っていきます。
- ・市民のニーズを反映し、サービスの向上を図っていきます。また、施設の特徴を活かしたさまざまな文化芸術事業を展開していきます。今後も名取の文化芸術の活動拠点にふさわしい鑑賞機会の提供と市民文化活動の育成事業を展開していきます。

#### 《関連する個別計画・条例等》

- ・名取市文化芸術振興ビジョン【2020年度～2030年度】
- ・名取市公共施設等総合管理計画【2017年度～2026年度】
- ・名取市文化会館条例



▲名取市文化会館

● 目指す姿（ゴール）

守り伝えられてきた貴重な文化遺産の価値や魅力について広く理解されています。その文化遺産が保存・継承され、教育や観光の面で活用されはじめています。

◎ 関連する SDGs 11 住み続けられるまちづくりを



● 施策の方向（ターゲット）

- 地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取り組みを推進します。
- 歴史民俗資料館を中心に、地域関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動などの文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。
- 地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光など様々な分野での積極的な活用を図ります。

● 成果指標（インディケーター）

- 指定（登録）文化財の件数  

基準値 56 件	中間値 59 件	目標値 62 件
----------	----------	----------
- 文化財資料等を活用した人数及び事業への参加者数  

基準値 630 人	中間値 662 人	目標値 693 人
-----------	-----------	-----------
- 歴史文化遺産の保護に関する市民の満足度  

基準値 15.6%	中間値 16.4%	目標値 17.2%（市民意識調査結果）
-----------	-----------	---------------------
- 歴史民俗資料館利用者数  

基準値 —	中間値 21,420 人	目標値 22,440 人
-------	--------------	--------------
- 歴史や文化財に関するボランティアガイド数  

基準値 —	中間値 27 人	目標値 30 人
-------	----------	----------

● 目指す姿の達成に向けた課題

- 市民の施策に対する重要度は低くなっており、様々な取り組みを通じて文化財に対する関心を高めていく必要があります。
- 社会環境等の急激な変化により、失われつつある文化遺産の保護や価値観の多様化による文化遺産への関心の低下、また、文化遺産を保存・活用する担い手の確保が課題となっています。

《主要施策》

7-1 文化財の保護・継承

- 史跡・建造物・天然記念物などの指定文化財の適切な維持・管理を行うことにより、確かな保存・継承を図ります。
- 歴史資料の調査・研究を進め、必要な保護措置を図ります。
- 各種開発事業と関わりのある埋蔵文化財について、その保護と円滑な事業実施が図られるよう調整し、調査・保存に努めます。
- 郷土の民俗芸能など、伝統文化の後継者育成をはじめとする伝承活動が継続して行われるよう支援します。



### 【今後の方針・取り組み等】

- ・文化財の保護と保存のための取り組みとして、指定文化財の維持管理及び開発に伴う埋蔵文化財調査を適切に進めます。指定・登録件数の拡充を確実に進めていきます。なお、歴史資料の調査・研究、基礎調査への対応は、その具体的な手法をなど検討します。
- ・文化財所有者、民俗芸能保存団体への支援は、各団体の実情を踏まえながら実施していきます。（保存・継承の基本的な考えなどをまとめた「歴史文化基本構想」の内容を踏まえ適切に実施していきます。）

## 7-2 文化財の普及と活用の促進（リーディングプロジェクト⑧）

- 歴史民俗資料館を活用した文化財ガイドや歴史講座、収蔵資料の公開、体験学習などにより、郷土の歴史や文化財に触れる機会の充実を、地域や他の施設と連携を図りながら進めます。

### 〔歴史民俗資料館活用事業〕

- インターネットや各種刊行物などの様々な媒体を通じた情報発信を行い、地域の歴史文化への関心や保護意識向上を図り、ふるさとへの興味、郷土への愛着の醸成に努めます。
- 名取の歴史・文化遺産の案内や歴史的な学習活動の支援などを行うボランティアの育成を図ります。〔歴史民俗資料館ボランティア育成事業〕



▲ボランティア育成事業

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・歴史民俗資料館を中心に、体験学習を含めた様々な学習活動を行うとともに、職員やボランティアのスキルアップを図り、資料活用の拡充や、分かりやすい情報発信、時宜を得たイベントの開催を実施していきます。また、公民館や図書館と連携などを図りながら、積極的に事業を推進し利用者の満足度の向上を図ります。さらに、「歴史民俗資料館ボランティア」の募集・育成を継続して実施していきます。
- ・市内の文化財の案内、所蔵資料の貸出・閲覧、各種講座を中心に、内容を充実させ、これからも情報発信を継続します。これまで実施してきた名取の歴史展（展示会）は、来館者も年々増加しており、歴史文化の展示・公開を歴史民俗資料館を十分活用し、進めていきます。
- ・歴史をはじめ、各分野に関する知見や資料等を取りまとめた市史編さん事業に取り組みます。

## 7-3 保存・活用環境の整備充実

- 保存・活用のための施設の整備・充実を検討します。
- 市民や関係団体、関連施設などとの連携による文化財の保護・活用環境の充実を図ります。

### 【今後の方針・取り組み等】

- ・保存・活用環境の整備充実については、これからも歴史民俗資料館を中核施設として進めていきます。今後、利用者数や満足度を高めるソフト事業実施や運営体制などについて充実を図っていきます。
- ・名取の特色ある歴史を十分活用し、市民・関係団体との連携体制の構築を検討し、進めていきます。

### 《関連する個別計画・条件等》

- ・名取市公共施設等総合管理計画【2017年度～2026年度】
- ・名取市文化財保護に関する条例
- ・名取市歴史民俗資料館条例
- ・名取市歴史文化基本構想



## 第4章 計画の推進と進行管理・点検評価

### 第1節 点検・評価の実施

本計画を総合的に推進するにあたっては、この計画を受けて毎年改定する教育基本方針の各項目について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、学識経験者等から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」をいただき、事業を進めていきます。

なお、その結果は報告書としてまとめ議会に提出するとともに、市のWebサイトに公表して広く周知します。

### 第2節 関係機関等との連携・協働、進行管理及び効果検証

本計画の施策を効果的かつ効率的に推進するために、庁舎内の関連部局や学校、関係団体等との連携・協働を十分に図ります。

また、本計画の見直しにあたっては、長期総合計画との関連を重視していることから、第六次長期総合計画の見直しの機会に合わせて、適宜、社会状況の変化等に対応した見直しを行うものとしします。

さらに、第六次長期総合計画の実施計画では、3年間の取り組みを毎年見直すローリング方式により策定し、PDCAサイクルを意識した進行管理を行うこととしていることから、この進行管理に併せた自己評価を行うことで効果の検証を行うものとしします。

### 第3節 情報収集と発信

変化の激しい今日の社会において、絶え間なく新たな教育課題が生じています。本市では、丁寧な情報発信に努めるとともに、機会をとらえ一般市民、児童生徒や保護者、教育施設の利用者などから意識調査（アンケート調査）を実施するとともに、国や県の教育関係機関等の関係者などから意見集約を行い、本市の望ましい教育についての情報の把握に努めていきます。

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条】

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◎名取市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成31年4月1日制定）

（設置）

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく名取市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、総合的かつ効果的に検討するため、名取市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）基本計画の策定に関すること。
- （2）その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関及び各種団体から推薦された者
- （3）その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が完了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

◎名取市教育振興基本計画策定委員名簿

	委員名	所 属	役職等	備 考
1	佐藤 佳彦	尚綱学院大学	尚綱学院大学特任教授	委員長 1号委員
2	小野 聡子	名取市校長会	名取市立増田小学校長	副委員長 2号委員
3	八森 伸	名取市校長会	名取市立関上小中学校長	2号委員
4	佐藤 貴子	名取市PTA連合会	名取市立相互台小学校 PTA 会長	2号委員
5	武田 芳子	名取市社会教育委員	名取市社会教育委員	2号委員
6	赤沼 貴子	名取市文化振興懇話会	名取こどもミュージカル 実行委員会委員長	2号委員
7	西間木 由美	名取市スポーツ推進審 議会	一般社団法人ボディジャン プ代表理事	2号委員
8	菅井 仁	公益財団法人名取市文 化振興財団	事務局長	3号委員

※所属・役職は、平成31年4月1日現在

## ◎名取市教育振興基本計画策定委員会の開催状況

第1回	<p>日時：令和元年8月1日（木）午後3時</p> <p>場所：名取市役所（6階）東側会議室</p> <p>委嘱状交付 委員紹介 委員長・副委員長の互選について</p> <p>報告 名取市教育振興基本計画の策定概要及び策定スケジュール</p> <p>協議 学校教育における意識調査（アンケート）の実施について</p>
第2回	<p>日時：令和元年9月4日（水）午後3時</p> <p>場所：名取市役所（6階）西側会議室</p> <p>協議 学校教育における意識調査（アンケート）の実施について</p> <p>名取市教育振興基本計画策定アンケート調査業務委託仕様書及び名取市教育振興基本計画策定に伴うアンケート調査（様式）について</p> <p>〔児童（小学5年生）生徒（中学2年生）・保護者用〕</p> <p>名取市第六次長期総合計画基本構想（案）・基本計画（案）の説明</p>
第3回	<p>日時：令和2年2月4日（火）午後3時</p> <p>場所：名取市役所（3階）議会棟第1委員会室</p> <p>報告 学校教育における意識調査（アンケート）の結果について</p> <p>名取市教育振興基本計画策定アンケート調査業務報告書の協議</p> <p>名取市教育振興基本計画（素案）について</p>
第4回	<p>日時：令和2年2月26日（水）午後3時30分</p> <p>場所：名取市文化会館（1階）会議室</p> <p>報告 素案に対する意見・要望について</p> <p>審議 名取市教育振興基本計画（素案）について</p>
第5回	<p>日時：令和2年3月25日（水）午後3時</p> <p>場所：名取市役所（3階）議会棟第3委員会室</p> <p>審議 名取市教育振興基本計画（素案）について</p>
第6回	<p>日時：令和2年11月5日（木）午後3時</p> <p>場所：名取市文化会館（1階）会議室</p> <p>協議 名取市教育振興基本計画（案）について</p>

## ◎名取市教育委員会・総合教育会議等の開催状況

名取市総合教育会議（報告） 日時：令和元年 5月30日（木） 議題：教育振興基本計画の策定について（策定趣旨・スケジュールの報告）
名取市教育委員会定例会（報告・協議） 日時：令和2年 4月24日（金） 議題：教育振興基本計画策定委員会の最終案報告、最終案協議
名取市教育委員会懇話会（協議） 日時：令和2年 5月21日（木）午後2時 議題：教育振興基本計画最終案協議
名取市総合教育会議（協議） 日時：令和2年 5月29日（金）午後1時30分 議題：教育振興基本計画策定委員会の最終案報告、最終案協議
名取市教育委員会定例会（協議） 日時：令和2年 6月22日（月）午後3時 議題：教育振興基本計画最終案協議
名取市教育委員会定例会（議決） 日時：令和2年12月23日（水）午後2時 議題：教育振興基本計画

## ◎パブリックコメントの実施と結果

募集期間	令和2年9月24日（木）から10月23日（金）まで
閲覧方法	① 市のWebサイトに掲載 ② 教育総務課または総務課（市政情報コーナー）の窓口で閲覧
提出方法	教育部教育総務課に次の方法により提出 ① 郵送 ②電子メール ③ファクシミリ ④直接持参
対象者	市内に在住、通勤、通学する個人や団体。ただし、住所や氏名の記載がない場合には受け付けない。
結果	意見なし



## ◎関係参考資料

### 《第1回策定委員会 配付資料》

- 資料1 第1期教育振興基本計画（答申）概要
- 資料2 第2期教育振興基本計画（答申）概要
- 資料3-1 第3期教育振興基本計画（答申）概要
- 資料3-2 第3期教育振興基本計画 H30年6月
- 資料3-3 今後5年間の教育政策の目標と施策群（ロジックモデル）
- 資料3-4 「第3期教育振興基本計画について（答申）」に示す測定指標及び参考指標の現状
- 資料4 宮城県第2期教育振興基本計画（概要版）H29年3月
- 資料5 名取市生涯学習振興計画策定市民意識調査〔調査結果報告書〕（H30年11月）
- 資料6 教育等の振興に関する施策の大綱 H27年3月
- 資料7 平成30年度教育基本方針
- 資料8 名取市第五次長期総合計画目標値達成状況一覧〔H20年とH30年の比較〕【抜粋】
- 資料9 名取市第六次長期総合計画策定にかかる基礎データ分析（H30年10月）【抜粋】
- 資料10 名取市総合計画策定のための市民意識調査〔集計報告書〕（H30年8月）【抜粋】

### 《第3回策定委員会 配付資料》

- 資料 名取市教育振興基本計画策定アンケート調査報告書 令和元年11月

### 《第5回策定委員会 配付資料》

- 資料 名取市第六次長期総合計画基本構想
- 資料 名取市第六次長期総合計画基本計画【抜粋】

### 《その他の資料》

- 宮城県第2期教育振興基本計画 教員の資質能力の総合的な向上  
みやぎの教員に求められる資質能力 平成30年3月 宮城県教育委員会

## ◎教育機関・施設

### (1) 小・中・義務教育学校

増田小学校	増田三丁目9番20号
下増田小学校	美田園七丁目23番地の3
館腰小学校	植松一丁目2番17号
愛島小学校	愛島笠島字東蔵神34番地
高館小学校	高館吉田字長六反117番地の3
不二が丘小学校	名取が丘六丁目11番1号
増田西小学校	手倉田字堰根330番地
ゆりが丘小学校	ゆりが丘三丁目21番地
相互台小学校	相互台一丁目27番地の1
那智が丘小学校	那智が丘二丁目1番地の1
増田中学校	増田字柳田230番地
第一中学校	小山一丁目8番1号
第二中学校	高館吉田字吉合90番地
みどり台中学校	みどり台一丁目4番地
閑上小中学校	閑上字佛文寺27番地W36-1街区1画地

### (2) 学校給食センター

学校給食センター（いただきスマイルかん）	堀内字北竹13番地の1
----------------------	-------------

### (3) 子どもの心のケアハウス

子どもの心のケアハウス（はなもも教室）	小塚原字寺田43番地の2
---------------------	--------------

### (4) 公民館

増田公民館	増田四丁目7番30号 名取駅前北棟4階
増田西公民館	手倉田字堰根265番地の1
名取が丘公民館	名取が丘三丁目5番3号
閑上公民館	閑上一丁目77番地の1 E-32街区1画地
下増田公民館	美田園七丁目22番地の3
館腰公民館	植松三丁目9番5号
愛島公民館	愛島笠島字上平27番地
高館公民館	高館吉田字東真坂38番地
ゆりが丘公民館	ゆりが丘二丁目1番地の1
相互台公民館	相互台一丁目10番地の3
那智が丘公民館	那智が丘三丁目1番地の5

### (5) 図書館

図書館	増田四丁目7番30号 名取駅前北棟2・3階
-----	-----------------------

### (6) 文化会館

文化会館	増田字柳田520番地
------	------------

### (7) 市民体育館

市民体育館	増田字柳田250番地
-------	------------

### (8) 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館	増田1丁目7番37号
---------	------------

[令和2年12月1日現在]



名取市マスコットキャラクター 「カーナ」君

## 名取市教育振興基本計画

発行 令和2年12月  
発行者 名取市教育委員会  
(教育部教育総務課)

〒981-1292 名取市増田字柳田 570 番地の2

電話 022-384-2111

FAX 022-384-9690